

「井上馨関係文書」所収

伊藤博文書翰翻刻 続

井上馨関係文書講読会

本稿は、「井上馨関係文書」所収伊藤博文書翰翻刻―明治一五年三月から明治二六年四月まで―(『参考書誌研究』第五六号、二〇〇二)のつづきであり、前回翻刻しなかった「井上馨関係文書」所収の伊藤博文書翰をすべて翻刻する。

執筆者となっている「井上馨関係文書講読会」は、鳥海靖先生(元国立国会図書館客員調査員)が講師を務められた平成九年度「図書館情報学専門研修」受講生を中心に結成された。その後、故沼田哲先生(前国立国会図書館客員調査員)、現在は佐々木隆先生(国立国会図書館客員調査員)に随時御助言をいただいている。佐々木先生には、平

成一七年六月三〇日に書翰読解に関して講演していただいたほか、今回の翻刻に際し、添削、年代推定等について御指導していただいた。参加したメンバーは次の通りである。芦田淳、葦名ふみ、飯島さとか、石澤文、石田暁子、今津敏晃、上田由紀美、大島康作、大沼宜規、岡田京子、櫛来亜矢子、合山林太郎、澤井優子、鈴木宏宗、竹林晶子、津田深雪、富田圭一郎、中澤彰人、幡谷祐子、膝館寿巳恵、松井美樹、村上かおり、山本晶子、山本真生子(五十音順)。

## 凡例

本稿は憲政資料室所管「井上馨関係文書」中の井上馨宛伊藤博文発信書翰につき、明治一五年三月から明治二六年四月まで発信の分をのぞいた一五九通を翻刻、掲載するものである。

これらの書翰は、すべて当館作成の「井上馨関係文書」冊子体複製版に収められ、当館憲政資料室において閲覧に供されている。

翻刻にあたっては、次の方針に拠った。

- 1 書翰の配列は『井上馨関係文書目録』（国立国会図書館参考書誌部編 国立国会図書館 一九七五（憲政資料目録第一〇〇）中「書翰の部」の「伊藤博文」項目の配列に従い、便宜上、明治初年から前回翻刻したものの直前までのものにA一〜A三四、前回翻刻したものの直後から終わりまでにB一〜B一二五の通し番号を付与した。前者は「井上馨関係文書」冊子体複製版の第七冊に、後者は第八冊に収められている。なお、冊子体複製版のB一二五の後に二通あるが、原本の写しであり、省略した。
- 2 年月日の表記は、同目録に従った。ただし、年代推定を行い、今回新たに確定、訂正した場合には、年月日の末に\*を附した。書翰の配列の変更は行っていない。

3 漢字は原意を損なわない限り常用漢字を用いた。

4 片仮名は名詞以外は原則として平仮名に統一し、変体仮名等もつとめて現行通用の平仮名に改めた。

5 誤字、当て字等は原史料のままとした。

6 便宜のため句読点を付した。

7 封筒の表裏の記載その他を註記した。

A一 明治3年4月5日

三月廿三日御上坂相成候趣、御手簡を以御報被下、忝奉謝候。此度は意外之御苦慮、速に御成功感佩仕候。木戸先生よりも過日得一封、御国之事情逐一承知、前途未可期頗艱難之国柄、畢竟人知之未開より如斯数度之艱難を経、興亡之危界に臨候而も因循を不免は遺憾千万之事と奉存候。老兄御書中に御申越之御辞職一条は山尾口頭よりも委敷承知仕候へ共、此儀は御同意難申上、如斯形勢傍觀仕候而も、いかにも残懐と奉存候。是非奮激不仕而も万事成功は無覚束、老兄も固より彼是之情に於ては不忍処可有之候へ共、今暫御勉強不被下而も、僕等も処職事は出来不申候に付、北堂之御痛心も奉察候へ共、是非御忍び御任被下度、奉歎訴候。御留守御家族之儀に付、少々不都合之儀達御聴候旨御申越之由に御坐候処、右は虚説を御信用と推察仕候。当地に而も乍不肖僕等も晨夕往来、片野其外同居にも御坐候事、更に御不安心之儀は無之筈に御坐候処、如何之御聞遣

に御坐候哉、齟齬御事と奉存候。右に付細君急に帰坂致度之儀に御坐候へ共、老兄今月末には一応御出府之筈に付、夫迄引留置申候に付、急便御指図被下候へは、如何様共処置可仕候。右御聞違之儀も速に御冰解無之候而は不都合と奉存候。書外近々御出府得拜青可申候。拜具

四月五日

博文

聞多老盟兄 玉案下

A 11 明治3年5月28日\*

過日は御壮健可被成御着阪奉拜賀候。其後御様子不奉承、日々御繁忙、追々造幣事務御撰取、嗚々御配慮奉遙察候。老兄御発足後最早三度も出港、始終為外事被駆役、実に困却仕候。即今万端之苦難、素より秃筆之能書尽す処に非ざれば不敢贅、大隈依旧勉勵来月はロベルトソン同行にて一応出坂仕度相考居申候、尤難豫期候。老公并木戸翁此節来港之筈、日々刮目相待居申候。近来撰播之形勢動揺如何未詳便宜得專報幸甚、此度神田出納権大佑被参出坂、御疎は無御坐候処、旧国之情誼不惡御指揮奉仰候。弥吉彦兄へは別に呈書不仕、可然御鶴声奉願上候。別紙は米国より山本重介差送候に付、御受取可被下候。暑氣日増加、御自護專一に奉存候。頓首再行

念八

聞多盟兄 侍史

博文

A 12 明治4年7月14日

追々制度変革官員黜陟之典も御拳行有之趣、昨日山田帰府近況之概略を得、諸君奮勵従事不勝感服。僕は日夜向東方善制良法之発令を仰望、不安眠食杞憂鬱々に打過、以故屢々草愚按贈呈于坐下、却而諸君之煩擾忙劇を増加、不堪恐懼之到、至情出於不得止、御憐察可被下候。此節山田之説を聞に、肥後安場某大隈を退之論に而、巖公を揺終に其説朝野に布滿、漸老兄方之御尽力に依て鎮靜するに至れりと。實に在朝之諸君子は知人之鑑識なしと云べし。大隈在朝既に四年、常に交膝接面互に国事を討論し、艱難危急国家至大之責任を共にする者四年之久を経て、未た其人物之忠奸を察する不能、其才能之有無を見る不能、陋巷之一書生之是非するに依て、前日信任する人物を遽に忌悪するに至るは何事ぞ、可笑又可恨。如斯して三千有万之民命を保護し国威を万邦に輝かすと謂、虚言に非ずして之を真心と思はるべき乎。實に朝廷人を用ひ人に任し事を為すの外なし。如斯薄情如斯輕拳に動揺して、何人乎我大日本之柱石たる大臣たる、堂々たる帝国を塵芥之如くするに非ずや。又聞、越之經濟家を再ひ挙て民政を委托すと。此に至て在朝人を鑑識するの活眼なき而已ならず、既に施行したる事務之得失を自から辨する不能、終に賞罰之大典も地に

墜、乍恐明天子之大徳を汚すに至るに非すや。

今日朝廷之會計漸維持するを得たるは、独大隈之力に非ずして誰か其初に当り是非を論する卓識の有りたる人あるや。三岡をして若し朝廷に在らしめば、全国之人民一小片紙を抱いて路傍に臥死せしむるの外なし。貨幣を鑄造して外国人に被籠絡、其利を占得せらるるの外なし。

朝廷をして終に一大商賈の極損亡瓦解するの形勢に至らしむるの外なし。是皆經濟之実理に明らかならざるより出るの外なし。在朝之人未能知之。大隈老人早く其憂を知り、之を未萌に防、全国之災害を除却して今日之興隆に至らしめたり。其卓見に及はざる而已ならず、其後と雖も幾度か艱難危害に当り此難事に処せしめたり。而して未だ其人物之如何を不知は、三尺之小兒にも劣ると云はざるを得不得也。

僕は諸君之驥尾に従ひ、如何之事にも力之及ぶだけは当り不申候へども、必竟蒸氣機関之一部分にして、蒸氣力を起し之を運転するの頭脳ある人物なくては大蔵省之改制も六ヶ敷、大隈御談合之上造幣一部の機関に御用ひ被下候へは、キンドルと云蒸氣家の指令を受け、百五十度の煖度をも忍び可申候。大隈兄大蔵省に在て随分規則之新制も被行と思ふ事なら、固より去難就安意更に無御坐候。乍去当分六ヶ敷様なれば、造幣へ転官被仰付度、偏に御憐察を乞申候。誠惶拜具

七月十四日

木戸君へ可然御伝声奉願上候

世外老兄 御坐

御覽後乞投火

メ

博拜

A14 明治4年8月2日

明治四年八月二日 於大阪造幣寮

本日東京の官報を領収す。報中に我大蔵省の創立に關係するの条あり、其条頗る僕か所見に異なるを以て驚嘆せざるを得ず、又之を辨駁せざるを得ず。

去月廿七日の公布に曰、大蔵省中監督司を廢す、又曰、新に統計司を置くとなり。

六月下旬僕上阪の前に臨み、大蔵省創立の概略を草案し之を諸君に謀りたり。此案は固より大略の体を掲載したる而已なれば、其整頓全備の如きは猶詳細の取調を経るに非されは、之を悉す事能はず。然れとも其体は之を會計の良法を得たりとの名譽ある米国大蔵省の創立に倣て立案せり。当時大隈参議君も亦此草案を目して良法なりと云へり。偕発程の前右の草案を諸君に附し、若し政府に於て我大蔵省の創立を變する時あらば、必ず此法に

扱ひて分科すべき事を尽力して建議あるへしと丁寧に附托せしに、諸君も亦之を承諾せり。然るに目今變革する所の寮司の如き、僕か立案に出る歟、政府の意に出る歟、抑又諸君の宿論より生ずる歟、統計司を設くるは諸君之を以て実地の急務なりとする乎、監督司を廢するは實際に於て之を冗官なりとする乎、其弊害を除かんと欲して官を廢するは猶病を治せんと欲して患者を殺すか如し。果又計算正、記録正の類は、諸君之を我大藏省中に於て無益の官とする歟、之を置ざるも實務に損益なきものと思ふ歟、僕頗る之を解する事を得ず。請ふ之を略論せん。統計とは「スタチスチック」の事にて、其專務として司とる所は人員の増減、全国の貧富、商売の盛衰、物産の多寡等を算し、既往を推て將來を知り、自國を計りて外國を較するの職なり。故に全國の損益を以て論れば、統計司は一日も欠へからざる職なれども、今我國の景況を以て視るに實際に於て必須の急務とするに非ず、況んや統計の職と中外の理財を通曉し算理を熟達せる學者にあらざれば、之を総管するを得ず。諸君の所見にては、仮令此統計を緊要なりとするとも、誰を以て統計の長官に補せんとする乎、実に其人を得たりや否、僕か解せざるの第一条なり。

監督司は政府の法律と大藏省の規則とを標準となし、以て省中凡百の事務を監督し、其法律に適ふや否、其規則

に合ふや否を目撃し検査し、大藏卿の事務を補弼し、各寮各司の事務を匡濟し、之をして法に背き規則に戻る事無らしむるの職なり。決して官員の行狀の善惡或は動向の精荒を糾弾するの職に非ず。之を監督し糾弾するは大藏卿の職なり。

○原來政府の出納に付其事務の監督をなすは大藏卿の職掌なれども、一人の身を以て精詳するを得ざるを以て、監督司を設け分科して之を司とり、大藏卿の出納の令書に調印する度毎に、監督正為に其書面を一覽し、之に連印して其法律に適ふたる証人となる。於此米國の如き冗官を省くの政府と雖とも、大藏省中には嚴然と此監督司を設けたり。

○今諸君此件を知りながら監督正の職務を厘正せしめず、挙て其司を廢するは何の理ぞや。右の監督を受けずとも、大藏卿を初とし各寮各司の官員等は、出納會計の事に付、決して法律に背き規則に戻るの誤謬を生ぜざる程の綿密にして且方正なる人物と信する歟、其実証を得たる歟、若し誤て法律規則に背戻する官員あらば、其人をして罪に陥らしめ、大藏卿をして其責に任せしむとも、之を甘して顧みざる乎、僕か解せざるの第二条なり。計算正の職掌も亦原來大藏卿か躬から司とるべき事なり。凡そ出納の度毎に大藏卿出納の令書に調印する時、其勘定に相違なきや否を算當すへしと雖とも、其事務の

多端なるにより計算司を置き分科して之を司とらしめ、算に相違なからしむ。故に卿の令書を出納正に達する前に、必らず計算正の算当を要すべし。然らざれば、誤て出納の過不足をなし大に大蔵省の主趣に背く事あり。其他文武の各省定額臨時の仕払等の明細に至る迄、敢て其官省の報告する所を以て足れりとす可らず。之を計算し実地の費額を掲げ、之を天下に公布し、苟しくも政府の租税を濫用せざるを知らしむるこそ大蔵卿の責任中の一義に非らずや。此取調を専務とするは、計算正を置かずして誰か之を司とるへき乎、僕の解せざるの第三条なり。大蔵省より出納する所は皆政府の公金にして、日本全州の人民より出す所の租税なり。故に一錢も之を忽せに出納すへきに非ず。於此會計に係りたる書類の証拠となるへき物は勿論、其簿冊の如きも、之を記録司の庫中に保存し千百載の後に留め置き、以て当時の状を後世に知らしむへき事緊要の事務に非ずや。目今の如きは緊要の証書たりとも、之を各寮各司の書匣中に堆埋し之を失ふも亦之を顧みず。出納の簿冊にして全州の會計を知るへき根本たる書も僅に一小冊に止るに付、之を失ふ時は再び之を推知するの法なし。若如此の状にて数十年を経は、何如にして当時の會計出納の証を知る事を得んや。他日開化の進歩大に拡充し、国民より名代人を出して議院に臨ましめ、以て当時の會計を難議せは、其時に当り

大蔵卿は何の書冊何の証書を披て其仕払を探知し国民の間に答へん歟。今日の政府をして国民に背くの冤罪を受しむるに至るべし。これ記録正を置く事の急務たる所謂なり。今創立の時に於て、諸君の之を顧みざるは何ぞや、僕の解せざる第四条なり。

公布に曰、卿は専ら其部事総判する全権を有す、敢て他部の権を干犯するを許さす云々。

此布令中更に卿の權威の制限を掲げず。仮令は我大蔵卿の如きも何れを以て自己の権内とせん、何れを以て他の権内とせん歟。譬は一区の地を数人に分割して地上に境界を記さざるが如し。如此茫漠たる命令を以て足れりとし、卿は自から其權威の制限を設くるの目的なりや。若此例を推せば、各寮各司の主長も亦自から權威の制限を設るへし。真に然らば自主自立の趣意に過たりと云ん乎。同治の国体と雖ともかかる例あるを見ず、又あるべき理なし。

民部省の如き、卿輔を選任せし以來僅に十日の間を経ず、而して又俄然之を廢す。

政府にあるの重官は、千百載の後迄をも計りて政体を立る事当然の事たりと雖とも、若し開創の時に當りて其前見を悉す事能はずんは、其仮を設けて急に投せざるを得ず。然れとも既に平定の後に至らば、希くは少なくとも数十年の後を慮るへし。一家を治る法と雖も尚一二年の

後を謀る、況んや堂々たる政府に於てをや。今日の令する所朝に出て夕に變ず。全州の人民みな恟々として安んぜず、在廷の官員も皆危胎を懐くに至る。十日前は民政部を以て緊要の一省なりとし、十日の後は之を以て無用の一省なりとす。何ぞ其變化の速なるや。朝廷に於ては、昨日の廟議何等の理何等の実を以て民政部を重せるや、今日の廟議又何等の理何等の実を以て俄に民政部を無益とせるや。諸君咫尺の間にありて之を知らざる歟、又廟議を然りとせる乎、抑又黙々乎として不言乎。

僕上阪以來造幣寮の事務を管するの間、兼て諸君に謀りし如く、大藏省中にて用ふべき簿冊類を製し、既に彫刻に附したるもあり、其取調方は、諸君も協議ありし創立規則の概略を標本とせり。然るに今如此の變化にては、此書冊も往々無用に属し其入費を失ふ而已ならず、心力の勞をも徒になす事あるべし。故に僕は断然今日の創立法を良とする事を得ず、必ず僕か立案の如くに創立せん事を欲す。諸君既に頭位にあり、廟議に向て論ずる事を得ざるの地位に非ず。且既に僕か立案に協議せは、何ぞ廟議に向て論せざる乎。抑廟議に服せは又何ぞ僕に向て僕か立案を辨駁せざる乎。依違姑息の間にありて一身の計をなすに類せり。僕頗る之を怪しむ。殊に會計の法、大藏省の事務に至りては、之を厘正するの際必ず僕に下問あるべき事なりと僕窃に之を信したり。何んとなれば、目今在官の人皆採用すべき適

正なる法に暗ければなり。僕苟も鄙才なりと雖も米國に在るの間、心神を勞して之を學ぶに従事せり。然るに僕の議を採用せずして今般の厘正あるは、其所見何等の理に出る歟、何國の法に倣ふたる歟、諸君既に此令を遵奉ある上は必ず之を知るへし。速に僕に報知して僕の疑團を解れん事を乞ふ。

右の情実により僕は依然として僕の立案を固守し、規則の取調并に簿冊の製作を止めざるべし。今日の急務は、諸君僕の論ずる所を以て良とせば、請ふ廟堂に向て論せよ、若し廟議を以て良とせば、僕の立案の何の条は何等の弊害あり何等の不都合あれば廟議にて採用せざると云事を、明細に報告あらん事を祈望す。其論果して適正にして、又僕か立案より便ならば、僕謹て廟議に服し、其令を遵奉せん。然らざれば枉服勉從する事を得ず。僕既に少輔の重職を辱ふする以上は、此際に臨みて如此に辨論するを以て自己の職掌なりと思ふ。諸君願くは此書を廟堂に持出し、我大藏省創立法の是非を論し、速に僕に回答あらん事を懇請す。僕の鄙衷は唯我職掌を悉す事を而已目的とするより書中往々漫言を以て諸君を冒瀆する事あり、諸君乞ふ此を恕せよ。 拜具不宣

伊藤大藏少輔

大隈參議殿

井上大藏大輔殿

洪沢大藏権大丞殿

A 一五 明治5年6月9日

肅啓 各位体況佳好万福勝常なるへし。僕昨八日無恙三方崎港に到着、明十日発車華盛頓に赴くへし。大使一行今以当国滞在なれとも、条約改定等の事情は未だ其詳なるを聴く事能はず、面晤ならでは其詳悉く得る事難し。カルホルニアバンクへ二歩金分析の事は伝語を達し置けり。

吉田已に倫屯に赴きたり。借財も遂にヨリエントタル会社にて周旋、二十万金七分の利子にて随分成就の趣、各位固より已に其報を得たるなるべし。カルホルニア会社にて頗る辨解を費し、ヨリエントタルバンクへ尽力せしむる勢に至らしめたりと云。

此借財成就せは、必ず以前の借財を償却し尽す事肝要なり。大久保先生起居安寧なり。寺島も旅中は頗快意の景況なり。日本の事情を時々洩し玉はん事を乞ふ。華盛屯より委しき事情を書送すべし。謹白

六月九日

博文

井上先生

洪沢先生

上野先生

A 一六 明治5年12月6日

千八百七十二年第十二月六日英国竜敦府

大概当国にて之用事も相済候に付、来る十三日頃よりは  
仏都へ可渡心得に御坐候処、当今仏国政府之景状頗難洪之  
趣に相聞、大統領之地位も無事に相保候事出来候乎、或は  
他人を撰択する乎、又は立君政体に帰する乎、議論紛々動  
もすれば人心再び内乱を生ずるも難計形勢に付、同国政府  
迄此節開合即今我使一行罷越候而も差障無之哉否、然るに  
未だ返答無之に付、直に仏へ可渡乎、或は字に罷越候乎不  
相分、乍去当分仏政府にて都合を謀り、字より先へ罷越候  
方を望可申と想像仕候。いつれ両三日中には決着可仕、今  
朝書記官一名パレールスへ遣置、彼地之都合開合中に御坐  
候。昨五日当国女皇に謁候処、殊の外鄭重なる取扱にて、  
謁見之席に陪する者は、皇子エデンブルグ候、皇女ベート  
リス、及び女皇の侍女サウデルランド候の夫人、アトール  
候の夫人、其外宮女四五名、宮内卿、近衛将校等八九名な  
り。外務卿我使節一行を誘引せり。御式通り之演説相済候  
後、女皇曰く、天皇陛下は御健康にあるやと問ふ。又大使  
一同英国御滞在中御見物等は御楽しみに相成候哉と問、又  
此子息日本へ参り候節は種々御懇切之御取扱に預り、深く  
謝すると云へり是はジユクエテンブルグ候なり謁見相済城中に食事  
の用意有之を以、宮内卿及びジユクシントアルバン其外八  
九名の兵将等と同食候。大略謁見の都合如斯御坐候。

南貞介バンク瓦解一条に付而は大騒きなり。日本人一般の損害殆んど二、三万兩なるべし。鮫島<sup>(マ)</sup>バンクの株主なり。故に其損失兩様に相懸り可申と奉存候。

○当国政府との談判は何も無故障相済申候。勿論内地通行教法寛恕等を相望候迄に而、別に相変候事も無之、乍然帰国改定之節迄は取極之事更に無之、兵隊を引払ひ償金を不相払等之談判は今夕二字に可有之筈に御坐候。小礼服の写真一枚贈呈仕候。昨日謁見には大礼服を用ひ申候。書外後鴻に讓申候。時下御自愛專一に奉存候。妻君並に新入の御側室へ可然御鶴声奉願上候。

御老母様少々御不快之由、如何之御様子に御坐候哉、甚御案申上候。御序に可然御伝言是亦御願上候。

世外老台

博文

A-7 明治6年12月28日\*

世外兄より得一書候処、昨今御辭職にも可相成哉之趣、愕然仕候訳にも無之候へとも、是非其前に申上置度儀御座候間、明日にても乍御苦勞高輪迄御越被下候様奉願上候。拜具

十二月廿八日

芳川紙幣頭殿 至急

伊藤博文

〔註〕 芳川顯正宛 (写)

A-8 明治6年12月29日\*

昨夕従工部省呈一封、今朝御來杖被下候様相願置候処、帰宿後世外より尚亦電信を以、今日一字頃に尊居へ罷出候様との事に付推參仕候処、高輪へ御越之由駈違遺憾千万に奉存候。

老兄御辭官之儀に付而は少々異見も御座候故、御見合被下候様申上候処、已に其前に御指出相成候趣大隈卿より承り申候に付、其儘同氏に預り置、発表は見合呉候様依頼仕候。勿論於同人も聊異議無之承諾、就而は将来御去就之儀愚存申上試度、是非一応拜謁申上と渴望仕居候次第に御座候。尚亦御閑隙も御座候へは、御苦勞之儀申上兼候へとも御越被下候へは無此上仕合と奉存候。拜具

十二月念九

芳川老兄 御直披

博文 拜

〔註〕 芳川顯正宛 (写)

A-9 明治6年1月29日

去十一月朔日之芳牘正月廿日相達薰誦仕候。先以御壯健可被成御奉勤欣躍に不堪候。僕碌々罷在、乍憚御放念可被下候。仏国にも已に四十日餘滞在、従今十四五日内外には自耳義国へ罷越候筈に御坐候。夫より和蘭、李国、魯国と順

序略相定申候。各国応接之都合は可見物更に無之候。大概  
法教寛恕と内地往来に留り申候。英仏兩國之応接にては、  
先づ急に難差許と申事に決答仕り置き申候。いつれ帰国之  
上改定之期に臨候上熟議物と奉存候。欧洲学者之議論にて  
は、教法杯最早度外に置候説も有之候へとも、宗旨信仰之  
徒或は僧侶之為に政府は不得止寛恕之説を我に迫り候様被  
相窺申候。又内地往来之事は各国いつれも希望仕居、容易  
に承諾仕候而は随分難事出来可仕乎と近頃大に寒心之事不  
少候。

彼之必竟求むる所商売之利に不過、現今に到候而は已に我  
国物産之高及び運輸之通路等も略其事情を詳明する事を得  
候より、当今に到候而は開港之一二ヶ所を増加するは敢而  
彼等之望む所に無之、如何なれば已に開きたる港にて充分  
貿易之出入は其便を得、是より後一兩港を開くと雖、出入  
之増加するは聊之事に而、算計するに不足事を了知せり。  
故に今内地に入込み物品を外商之手を以其地に就き自由  
に売買せんとするの意を遅せり。然る時は内地之商民売買之  
權利を擅にする事を不得、隨而之を拡充して漸々内地之鉅  
坑を開き、或は内地売買而已に限るべき品物をも彼の金權  
と運輸を助くるの權とを以、未だ開けざる民を抑圧して其  
利を占得せんと欲する之策、其意衷を洞見するに足り申  
候。又千八百七十一年之輸出入計表を閲するに、輸物品  
之代価僅に千五百万元に不過して、輸入は三千百万以上に

上る。是は唯ダイレクト貿易之現格に而、此外各港中外国  
輸出入品に不係運輸品之価を算計すれば、千万元余も増加  
すべし。此千万元余之品物は都而外国船之運漕を以、其賃  
錢の利益は彼外国人に被占候訳にて、唯今之貿易景状を以  
推せば、一年に弐千万兩近き金格を彼に払候理に当り、勿  
論輸入する品物、内地之便を謀り、又は後來其利を興す之  
具となるべき物雖不少、必竟得失難計較勢に而、早く之が  
豫防を施し輸出品をインプルフする乎、或は其品物を増す  
かせねば、国家之財力衰耗して不可救に到らん事を恐る。  
陸奥、渋沢、芳川、前島諸彦へ可然御鶴声奉願上候。

吉田少輔国債も都合よく相運ひ、詳細同氏より可申上候。  
書外讓後鴻。時下御自愛專一に奉存候。北堂御遠行時日未  
経御鬱悶不堪遥察候。細君へ可然御伝言奉願上候。拜具

正月念九日

博文

世外老兒

A 一〇 明治6年6月2日

五月十一日より今日迄に伊太利回歴不殘相濟、今夕澳國に  
罷越可申候。同処に大概十二三日滯留にて瑞西に赴きホル  
トガルを経て、来月初旬之郵船便を以帰朝と相極り申候。  
木戸翁は今月八日之船便で発航直に帰国可相成候。○使節  
一行帰國之上、成丈け火急之改革等無之様実に希望仕居候  
間、本邦に於ても諸君御申合卒然變遷等無之様御高配偏に

奉願上候。勿論一行と申候而も多人數之儀に付、各其意見可有之事に付、概して論候事は出来不申候へ共、僕は成丈け舒々と事を運び候様只管祈居申候。毎病氣相起程候事は恐れ候也木戸翁回歴中頗る勉強にて各国之形勢にも熟通に付、前途之事に付屹度見込も可有之而已ならず、又今日迄之変制等に充分適意ならざる処も可有之乎と想察仕候間、到着之上は老台御直に是迄之事情委敷御話可然奉存候。東西隔絶すれば事情不通なる処も自然に相生候事は不得止儀にて、更に彼是之議論も有之間布候へとも、兼而御申越之儀も有之、僕も老台之御苦慮を想像仕候而難黙止候に付、素より一言之汚啄を容候事も無之候へ共、唯為念聊にても疎情之其間に不生様相願候。老婆心より申上候儀に付更に御懸念無之、兼而翁と老台之旧交に付、是迄之事は申迄も無之將來之事等も篤と御熟議、兎も角も都合克御取計可被成候様只管奉希望候。別紙乍御失敬留守へ御届被下候様奉願上候。拜具

六月二日

博文

世外老台

A 1-1 明治6年8月27日

八月廿七日 香港

仏国郵船便前月廿日欧地開帆、使節一行今日当港到着明日出帆、直に横浜へ罷越候飛脚船にて帰朝可仕筈に御坐候

処、一同上海長崎通り帰朝に取極め候に付、本邦到着少々及遅延可申、大概横浜着船來九月十二日朝に可相成乎と想像仕候。明日上海に向て出帆致候飛脚船に乗組、月末或は九月一日に同港到着、同四日出帆、六日朝長崎入港、七日再発、九日朝兵庫入港、同処二十四時間の滞泊可致順序と奉存候。

歐洲出足前より本邦之事情新聞或は公書等にて略承知仕、老台御辭官等之事も伝聞仕居候へ共、其原因儘に不十分、唯邪察而已にて頗煩念罷在候事に御坐候。いつれ拜青之上緩々可相窺候へ共、其前是非相願申度儀は、此書帖御落手相成次第東京にて政府上之事情並に島津來着以來之模様、木戸、大久保両翁帰後政府上之折合等一通り御認被下、横浜より之郵船便にて兵庫長門屋迄御仕出置被下候様仕度、尤此書帖九日迄に兵庫に相達する之時間無之時は不得止候。寸時も速に形勢承知仕度、御手数相願候次第に御坐候。書外は不日拝顔之上緩々可得拜晤候へ共、不取敢幸便有之候に付、一封を呈上仕置候。拜具

博文

世外老台 坐下

A 1-2 明治6年10月1日

一昨日は御妨申上候。拜別後岩条保木に罷越段々事情承り

候処、中々容易には参り申間布、歎息千万に御坐候。木翁も一昨日は病氣手重も昨日は少々快き方に御坐候。何分談議之為に其病を殊更に害し候様相見へ、来客を辞する之外策無之と医者も嚴重に相戒め候由御坐候。いつれ今明日中又々拝青仕度、御都合相伺置度奉存候。拝具

一日

井上馨様 御坐

伊藤博文

A 一三 明治7年1月14日

過日内々申上置候老兄御去就之儀、先一旦工部大臣御拜命にて夫より追々手順相着候見込に御座候へは、礼服用申参り候へは早速御受可被下候。巨細は拝青可申上候。拝具

一月十四日

顯正老兄 御直

博文

(註) 芳川顯正宛(写)

A 一四 明治8年6月9日

木翁に面晤、小室見込之処大略相話候処、将来之為に都合克致置度に付、今夕木翁尊寓へ罷越拜晤之上可申上との事に御坐候間、御在宅御待合可被成候。若陸来訪差湊申候に而は不都合に付、兼て御用意可然奉存候。為其。勿々頓首

再行

六月九日

世外老台 御直

博文

A 一五 明治8年6月16日

態々御使被下難有奉存候。中野今朝来未降問無之候。今夕向島へ御舟游之儀御申越被下候処、今夕は地方官会議へ可差出議案下調半途にて呼寄置候人も有之候に付、乍残念御同伴難申上候。何分時日切迫に付困却千万に御坐候。此段不惡御聞置可被下候。

昨夜は失敬仕候。新旧之争端は起り不申乎と去後甚心配仕候事に御坐候。乍去兼而之御得計通り、双方不偏之御処分有之、太平に御一約有之候事に先論と奉存候。不取敢貴答迄讓一書。早々頓首再行

六月十六日

世外老玄公 秘呈

博文

A 一六 明治7年8月24日\*

前鳥駅通頭示談有之候。神戸長崎両港電信駅通合併建築之儀、米国政府と条約相済候に付、本年限りにて同政府郵便局は引払候趣に付、尤措急居候間、是非今明日中駅通へ打合候様御下命に有之候。長崎は大概十四五坪より二十坪位にて宣布由に付、決而故障無之筈と奉存候。

横浜は郵便局新に建築に付而は、半分は電信に為相用候積に御座候。此段至急御取計被下度候

八月廿四日

芳川大丞殿 御直

博文

世外老兄 親展

博文拝

不容易關係に付充分御奮發御尽力処仰に御坐候。時下御自愛專一に奉存候。為其。勿々拝具

一月六日

(註) 芳川顯正宛(写)

A一七 明治9年1月6日

御発都後海上平静無恙御着阪之趣、末松より一報を得大に安神仕候。其後木戸も同様快方、小生も各日には必ず相尋申候。唯今之模様<sup>ニ</sup>に御坐候へは二月頃迄には全快に到り可申歟と希望仕候。御留守も何も相変候事無御坐、御安心可被成候。御出足前木翁進退一条に付万一事破れ候節は是非出掛け可申との事は篤と熟考候処、彼は随分難決之事と勘考仕候。乍去精々尽力不都合無之様可仕心得に御坐候。何卒出先より余り奮發させ候様御鼓動無之様奉願上候。小生も同翁之為には実に必生之苦心に御坐候故、勿論誠心を以相接、去就其度を不為誤様只等配心仕候事に御坐候。○兼而御話申上置候小出播磨娘は愈決答有之何時も差上可申との事に付、近日細君を弊居へ御招申上候而一応拝見候上約束仕置候様可仕、何も御異存無之儀と奉存候。○途中にて御思ひ出之事も御坐候へは不依何事御報知可被下候。今夕黒田大臣出帆幸便に任せ一書進呈候。実に此節之御奉命は

A一八 明治9年1月19日

本月十五日無恙釜山浦へ御着艦相成候趣、一昨十七日從馬関之電報承知、先以御清穆恭賀此事に御坐候。東京何も異情無御坐候。木戸も追々快方に御坐候故、御安神可被成候。万一破談と相成候節は是非致出張度之儀に付、御発足前よりの行懸り未た公然相決候訳には無之候へと条公、大久保之間にて内々豫画之都合も御坐候故、何分未決之事には有之候へ共、多分宿意為相遂候様可相成歟と奉存候。御懸念被下間布候。

山県も本日より馬関迄罷越候而、万一之手筈相着置候都合に御坐候。留守は鳥尾大輔に転任に而、都而引受候筈に御坐候。

関口隆吉も一昨日帰府之趣なるに、正木等一同県地に赴任可仕事と奉存候。山口県新建裁判官には岩村通俊<sup>也</sup>内罷越候筈、別に適當之人物致穿鑿候へ共見当不申候。当地浮浪之徒兩三輩就縛之趣に御坐候。其人名所聞は山本克、児玉等<sup>等</sup>丹羽某<sup>等</sup>中山忠左衛門<sup>等</sup>松園忠賢<sup>等</sup>、其他にも一兩輩有之候歟敷敷不承候。いづれも暗殺部類之者と相見へ申候。

捕縛以來糺問之情実は未承候。中には虚喝に彼是と申触し後悔之奴も可有之と推察申候。御留守聊無御別情安心可被成候。

当地事情は何も野村より御直聞可被下儀に付不贅候。御帰東之節は虎の皮の御土産沢山頂戴仕度候。黒田先生にも土産は待受候段御序に御伝可被下候。他公用は公書に可有之候付、私書に不交候。時下異郷殊更御用心專一に奉存候。黒田大臣并に随行諸先生へも宣布御鶴声奉祈候。勿々頓首再拜

一月十九日

世外老兄 御直

博文

A 一 九 明治9年3月27日

今日は赤坂におゐて、朝鮮行大臣方御待受相成候処、御参朝無之、殆一字半計も出御御見合せに相成、終に御膳中に御不参届相届甚不興千方に御坐候。

就而は少々得拜青度、若御差支も無御坐候へは、狐亭一寸御出浮被下間舖哉、相伺候。勿々拜具

三月念七

世外老台

博文

A 二 〇 明治9年10月25日

熊本之電信至急官報を以其後之模様御聞合、順々御報知可

被下候。尤差急申候也。

十月二十五日

再伸 元因相分候へは、尚更宣布候

電信頭殿

博文

(註) 芳川顯正宛(写)

A 二 一 明治9年11月7日

御着英後御壮健、追々御落付随而御勉強相始り候事と奉遥察候。小生儀不相變動仕罷在候間、乍憚御放慮可被下候。陳去月廿四日夜十一時半頃より肥後熊本県土族頑固党にて敬神党と唱候連中百七八十名、突然同処鎮台營処に放火、同時に鎮台司令官種田少将以下数名之士官の旅宿に火を放、其上拔刀にて及乱入、県令参事居宅も同様之始末、少将県令等数名即死或は手負之者も多分有之、一時鎮台兵も散乱仕候処、其翌日は兵隊も一と先纏り、賊党等は或は打死割腹又は近方之山に遁逃し不容易大騒動士官黒官兵卒に至るまで死傷は百九十人程なりに御座候処、生残候士官等兵隊名等、追討又捕縛し漸々及鎮静の処、又同廿五六日頃より福岡県下秋月の土族式百名計り、徒党暴動に及ふへき景況にて、巡查又は福岡分営の兵隊を以追々制圧、然る処同廿八日に萩表に而、前原より突然県庁へ届出候には、徒鹿兒島西郷銃器三千挺彈藥共大砲八門送り來候に付受取手順致候と申出、県令関口不閣直に

電信を以東京へ届置二中隊の鎮兵を引率し、萩へ出掛け集之者早々可致退散旨及指令候処、御受申候とて直に百五十人程を率ひ、前原之を司とり須佐へ通込候に付、関口は残党捕縛に着手候処、土族等忽ち関口の旅寓に及発炮、関口身を以て其間を免れ直に鎮台兵との戦争に相成、三四日間橋本橋を隔て少々宛の争鬪有之候内、大阪より鎮兵一大隊を廻漕し萩海へ孟春艦浅間艦を廻し、昨六日早朝より大進撃にて一戦の下に賊徒敗走、萩は先づ鎮定、今日も残賊追々捕縛、巨魁は前原兄弟三人、横山俊彦、奥平謙輔等なり、横山は過る四日に雲州宇龍浦と申処にて被捕申候。前原等は須佐より其後又々萩に立帰り、須佐の人数を引込、萩にて戦争中駈引致居候由之処、昨日之大進撃にて又々須佐の方へ逃げ去り候趣、官軍跡を逐て追撃、今明日之中には必ず就縛可申と奉存候。其他東北四国辺は到而無事に御坐候処、東京にて十月廿七日夜彼の会津人長岡敬二郎等十人計り、窃に脱走、近隣の諸県を襲ひ肥後人の故智に倣ひ一挙を企て、東北にて西海の応援をする積りに有之候処、小網丁思案橋の脇にて乗船の折柄、巡查に被見咎、暫時抜刀にて巡查と戦ひ、終に被捕縛申候。右は去月廿四日以来今日迄十四五日間騒動の大略に御坐候処、肥後、秋月、東京之事に至るまで都而前原の煽動にて、追々其証跡相顕れ不都合千万之到に御坐候。当春品川帰萩の節、閉口致候事等は全く詐術にて、爾来大に四方に手を着け顛覆を謀り候

事と相見へ申候。西郷より銃器を送り來候抔と申は全く虚喝にて、糸筋程之關係之無之事を以造言して、四方を恐嚇せしめ、己の賊謀を達せんとの詐術なりしなり。如何せん彼等も甚不智愚鈍にて、却而肥後人の為す程之事も不出來、大に世人の笑を受け己は終に大逆の罪に陥り、乍氣の毒此度は頭足両断の外致方有之間布候。肥後の敬神党は西洋風を嫌ふ平生より神国者流の連中にて、前原の煽動に依り且県令より近日断髪を命を下せし杯原因なり。前原秋月之両賊は、全く顛覆の趣向、彼等肥後の頑固と合するは、尚江藤、島と合せし如くなるべし。唯今之都合なれば不日諸方鎮定可仕に付、御懸念被下間布候。三浦梧楼を陸軍へ為致再勤、広島鎮台司令官と為し、此度萩地へ差遣したり。是は山県等の発起と見へ候。小生は何も委敷不存知候。鳥尾頼りに木翁を現時の八ヶ間布機に乗し、政府へ復官せしめよと勧め、当人も木翁へ屢論したる趣、乍然小生より申候とて中々御聞入は有之間布、是程痛心之事は無之候。昨日も一寸面会少々吐露仕見候へは、中々六ヶ敷候。且又復官すると云訳けになりても種々の望を引受候訳には不參、甚困窮千万なり。条巖二公よりも木戸を政府復し度との意もあり、小生も至極同意此上なき事なれとも、到底中間に立ち双方を満足せしめ、都合克其料理を受合事は無覺束、実に困却せり。乍然唯今之処にては、同翁も日々宮内へ出勤、御輔佐の方大に勉強感服之事不少候。

幾太郎釜石へ差遣し置候処、少々病氣にて此節は東京へ罷  
帰居候。彼地へ差遣置候而も充分之事は六ヶ敷候へ共、今  
一度差返候積に御坐候。其上にてとても六ヶ敷様なれば、  
尚又御相談可申上候。

朝鮮一条に而、御賞典千五百円下賜。宍戸翁受取居候趣に  
付、近日益田へ為渡預り証書受取置候つもりに御坐候。何  
か御氣付あれば御申越可被下候。

何分御安康にて御勉強申上候までも無之候へ共、此度は一  
入御辛防第一と奉存候。御用事あれば何時も御申越可被下  
候。細君へ御序に宣布、小生家内も到て無事、御安心可被  
下候。

歐洲も昨今土耳其一条以来引続困難、或は戦端を啓かんと  
するかの趣、如何に御坐候哉。現地御目撃御序に御示被下  
度候。為其。勿々頓首再行

十一月七日夜

馨盟兄 御直密展

博文拝

A 二二二 明治10年10月6日

逐日秋冷之時節に赴候処、皆様御堅勝御滞英奉恐賀候。陳  
西南騒乱も漸平定、西郷老將も終に滅却。西征之諸將近々  
帰京、山田、野津、大山は一昨日已に帰着、山県其外も不  
日帰京之筈に御坐候処、数日前以来虎列刺病流行、尤西征  
之兵卒に多分有之、西京、大坂、神戸之間に而死去する者

尤其多に居る。東京未た為差事無之候へ共、横浜は随分多  
数に有之候趣、豫防最中に御坐候。弟一家は一同無事に罷  
在候間、乍憚御休神可被下候。本邦事情は此度前田氏再行  
に付、直に御聞取可相成、何も別に相変候事も無之、唯々  
乱後之処分には随分難事百出可仕と、夫而已苦慮罷在申  
候。會計之事も定而御案しと奉察申候。征討費之高已に三  
千八百万円に上り候処、即今其不足に充たし候には尚八百  
万円無之而は不相成、惣額は彼是五千万迄に相成り申候。  
尤其内にて遣払残り等も多分可有之候敷も被察候へども、  
余り引当とも相成申間布、実に莫大之巨額に到り、是には  
殆当惑千万に御坐候。乍然、目下はいか様其凌き方相着可  
申、前途之処ヲ推考致候へは頗戦慄之到御坐候。目今横浜  
にて金貨と紙幣之差は纔に六七円位に有之申候。魯土之戰  
争彼是に而貿易之景況甚衰微、輸物之売高太僅少にし  
て、輸入之に應して不減、年末之比較には大なる差違を生  
すべくと被察申候。昨今之処生糸少々勢を持候故、横浜之  
在品半数位は已に売捌き相成候と申事、細算は委敷不存  
候。地租改正之一条も追々難渋相生し候処、への字成りに  
も実事は余程運ひ申候と申事、即今関東八洲之地方特定之  
際に臨み、少々県令杯も困却之向有之趣に御坐候。此地方  
相済候へは、残る処四国と九州之中薩日隅肥前肥後播州之  
内少々、加賀之内少々、秋田県に少々未済之郡村有之、全  
体の上にては三分二以上は相片付候哉と承知仕候。春來

段々評議を尽すへし。到底水旱損等之節は、不得止檢見之事にして租額を貸下げ遣候より外無之事に相成、先つ貸すと申事に取極り已に布令相成申候。然るに実地は借財付の地面沢山出来、隨而耕地も荒蕪する之弊を生し、又地価にも大に差響き必ず貸下げ高は権りにでもせねばならぬ事に可立到歟と被憶測申候。又不殘金納之事も故障申立、其苦情到底難打捨置事に而、情願之者は毎歲半租を半納に為致候事に取極可申筈に御坐候。唯其石代之取極方兩立之論有之、少々未定に有之申候へとも、是は為差難事にも無之候。石代を地租改正之五ヶ年平均に而半納為致候と十、十一月兩月之平均相場と申事丈け未定候。是も大概二、三週間には、取極発表可仕見込に御坐候。

近來は太政官を赤坂皇居に合併し、主上も日々臨御万機御親裁と申事に相成、稍其実も挙候端緒と相成、殊に多忙を極め申候。夫故兎角御無音に打過不惠御聞取可被下候。魯士戰爭もルートルの電信にて毎度報告を得候処、魯敗土勝意外之事に而、東洋氣家兎角土の肩を持ち候氣味、何となく人心に多く有之候様相見へ申候。乍去決局はとて強魯の狼心敗軍を以和睦杯は承知する事に有之間布と被察候処、接近之処にての御高慮は如何に御坐候哉。御序に御洩可被下候。幸便に付梅干海苔之類少々前田氏に托し差送申候。故郷之物なれば時には野蛮之臭味も開化之滋味に勝るも不被測と奉存候而相托し置申候。申上候も乍疎學業御勉

勵天時御自愛專一に奉存候。御序に細君へ宜布御鶴声是折候。為其。勿々拜具

十月六日

再伸 木翁家事も追々相片付申候。御安心可被下候。翠香院西京行之事、中々六ヶ敷様子一同心配なり。又刺髪も追々伸び是も再び剃る事はいやの趣なり。乍然成丈け不体裁之無之様申合取計可申候。以上

博文

馨老盟兄

A 一三三 明治11年2月18日

新年芽出度嚴寒之時節先以御揃御清勝奉恭賀候。小生全家無異消光乍憚御安慮可被下候。去説、昨冬十月四日之尊書に而御帰朝云々の儀御申越、其後尚又冲丹蔵帰朝細に御高慮之趣拝承、内々政府へも遂相談候処、兎も角も御帰朝可然との事に一決相成、則公使御沙汰書并に条公よりも御申越可相成筈に御坐候。御帰朝に付而は大久保、大隈へも相談仕、大概都合は宜布様奉存候。御見込等有之候へは、成丈け他人へ漏洩不致様御包蔵肝要に奉存候。一度世間之議論家之耳に入、彼是嘩敷相成候時は、可被行事も難被行事情不少、冲へも充分注意候様御含置申候。歐洲在留之官員書生に而も容易に胸臆を知らしむるは却而下策と奉存候。

彼等より喋々井上は斯く々々之論に而帰朝するとか建白するとか其朋友等に文通するより其害甚多、勿論御疎は無之事ながら婆心申上置候。尚亦、本邦之処は小生可成注意罷在候に付御懸念被下間布候。総而日本之形勢事情は末松口頭に讓申候間、同人より御聞取可被下候。細君へ宜布御致声是祈。誠惶頓首再行

二月一八日

世外盟兄 内陳

博文

A 二四 明治11年4月6日

二月十四日之尊書昨五日落掌、先以御健全御滞学奉恭賀候。小生不相変瓦全消光、乍憚御安慮可被下候。去説歐洲も即今は魯土之戦後、各国之間頗紛擾未動静之確報を不得候所、ルートルの電報を以、安危如何を卜するに、英澳大奮発に而、魯政府も甚困迫之情なき不能、就中イギナチー・スアンデラシー之激答大に魯帝之神を傷ましむるならんと被憶察申候。兎も角も土国は可憐、必竟貴書にあるか如く、英国之詐謀に被教唆候事不少、終に此節之困厄に踏マツりたるならむ。英之不信可賤之到と奉存候。何分万地之情況を不堪想察遺憾々々。本邦昨年之乱後先平静に而、即今憂慮と為すべき内訂之萌は無之様被察申候。土州之連中も殆二十名現時繫囚中此中不在、後藤の諸士は大審院之審判未決故を以、右県下甚不安之情なきに非すと被推測申候へ共、為差動静も相見

不申。条約改正論に付而は、既に鯨島等より御聞取有之事と奉存候に付不贅、埃及之立合裁判杯は、小生大不同意更に不煩尊慮候。

老台御帰朝一条に付而は末松へ相托候書面に而、万端御承了被下候儀に而、不遠可得拜青と欣喜不過之候。目下之事態は芳川口頭に譲り不及細縷、平々凡々何も汚高聽程之奇事無御坐候。殊に小生即今地方官会議等之事に被拘束、頗極繁雜兎角不得閑暇、不惡御海容可被下候。御序細君へ宜布御鶴声奉願候。勿々不尽

四月六日

博文

馨老台

A 二五 明治11年4月8日

中之遺物倫屯に有之趣、右処分方此度芳川へ依托日本へ輸入仕度との事、若し芳川より御相談申上候へは時宜を以御駆引奉願上候。尾崎も大に困窮甚可憐事に付何卒不都合なき様為致落着度ものと奉存候。御帰朝之節までに相運ひ郵船に搭して御連れ帰でも出来候へは、無此上大幸と同人より内願仕呉候様依頼に付此段申上試候。幾太郎事釜石に而近頃は大に勉勵御安心可被下候。決而東京へは出し不申候。

過日益田より公債証書売却可致との事に而、一万六千円餘の証書第一銀行へ預け有之候分丈け相渡申候。右は老台よ

り御指図との事に承知仕候。

いつ頃に御出立之筈に御坐候哉、序に為御知可被下候。  
匆々拝具

四月八日

博文

馨老台

(註) 前文欠

A 二六 明治11年5月5日

五月五日

爾来御堅勝奉恭賀候。過般芳川頭正を電信會議へ出張為仕積りにてシンガポール迄差越候處、已に延会之趣電報有之候に付、呼婦不日帰朝可仕奉存候。同人へ相托書帖差上、且事情も篤と同人口頭より為申上候つもり之処、前文之都合にて不果、遺憾之至に奉存候。去説御帰朝も最早不遠間に可有之と御待申上候。末松より何も申上候事にて御了解被下候儀と奉遥察候。御帰朝之節甚御厄害之儀恐入候へ共、一事御願申上度、別紙尾崎三郎書中にて逐一御承知可被下事と奉存候。同人前年滯英中出かし候事の始末、小生も一旦は大に驚入申候。然し打捨置候而は如何にも不都合出来可申敷も難計、相叶候事なれば御助勢奉願候出入費として二千円丈け小生手許へ尾崎より預け置有之候に付、一時之処御弁し被下候而、何卒御速に御帰被下候様御依頼小

生よりも相願具候様、懇々歎願仕候に付、不得止御手煩を懸け申候。乍然先方<sup>誤</sup>彼是六ヶ敷申立候事なれば、却而御手出し無之方宜布かと奉存候。小生從來之成往承知仕而は甚可憐事と奉存候。何卒救ひ遣し申度、尾崎も平生之議論に不似合なる事に而、若し不都合に露顯仕候而は一身之榮辱にも関し進退維谷候仕合と奉存候。三条世子能く事情承知かと奉存候。御聞合せ可然御扶助奉願候。此事も尾崎より芳川え依頼仕候處、中途より帰国仕候事に相成、尾崎も別に手段無之、終に老台へ御依頼之外無之事と相成申候。地方官會議も兩三日前為相済申候。此度は府県會議并に民費等之事に而將來之得失にも大に関係有之、随分心配仕候事に御坐候。時下御厭專一に奉存候。誠惶拝具

博文

馨老台

A 二七 明治11年9月4日

肅啓 聖上益御機嫌克順々各地御巡幸、將又各位閣下に於ても御健全御陪輦之趣、前島少輔歸報を以承知恭祝此事に候。東京御留守中も其後異状無之御安神是祈、三十日夜半之事も少しく風声鶴唳之気味有之、然し探偵之緻密なるより流言巷説をも不捨置用意仕候事に可有之候。目今之処に而は人心も大に折合候様被察申候。○下総牧羊場雇米人ジョンズの居館に、去月二十九日夜半一時頃強盜白刃を携て

忍ひ入、同人并に来客米人ロツセル兩人に重傷を為負候儀は、已に前島より申上御承知之事と奉存候。然るに強賊も已に就縛兩人も生命に關する程のことは有之間布医師の見込に御坐候故、是又御懇念被下間布候。強賊口供医師疹斷書等は写取封入仕候に付、御回覽可被下候。

過般四国中国路県治実檢ノ為出張申付候北垣書記官従大坂之來書写是又御一覽之為差上申候。同人も此頃は四国に渡航之頃と被察候に付、再報有之次第尚為御知可申候。禄券保護方其外に付地方官へ之論達書は一昨日封書を以相達申候。布告は来る九日頃に發表可仕積に御坐候。

大藏卿殿御發足之節も乍立一寸申入候脚氣病院不足費壹万三千円は是非御許可不被下候而は甚困却之事に候。抑脚氣病院之事は真之叡慮に出て、然して其実効已に相顕れ入院百有名にも及び漢洋医等非常に勉勵、折角の叡旨も貫徹可仕之際僅に一万円餘の為に蹉跌せざるを得に至ては甚不安事に付、是は御留守番之前賞として何卒御許可被下候様大隈殿へ只管嘆願仕候間、至急御一答被下度候。○吉原洋行之事は昨日拜命、近便に而発航之筈に御坐候。○山県過日之騒動以來余程腦に感觸候事と相見、片眼朦朧咫尺を見る不能、即今治療中他はいつれも健康是又御省念奉仰候。先は前文御報道之為匆々。余は讓後鴻。誠惶頓首再拜

九月四日午前十一字内務省

博文

右大臣殿

大藏卿殿

工部卿殿

〔袖書〕今曉來俄然大雨と相成、碓氷峠新道御通輦は定而御難渋に可相成と今より奉懇念候

A 二一八 明治11年10月12日

聖上益御昭穆北地御巡幸も百事無滞被為濟御同慶之至に奉存候。兩三日中には西京御着輦、東海道順に御帰京可被為在事と屈指待上たてまつり候。御留守中都而無事御安神可被下候。此度桂太郎事陸軍卿之命を含み下阪、鳥尾和尚の帰東を催し候筈に御坐候。同人は昨年来少々不平有之哉に山県よりも毎々承居候処、其原因は必竟經濟之大才を抱き区々之一小事を担任するは不屑之心底には有之間布歟と邪推するの外に無之、乍去今日之情実において和尚の考慮の如くに而巳万事參る者に而も無之は不俟論。和尚も少しく省慮する所あれば宜しく候得共、兎角持前之御流儀に而、いかにも残念之至に奉存候。既に先月以來辭職之覚悟に而表文は山県之手許へ參り居候得共、先つ同人預り置、湯治御暇追願に仕替させ依然帰阪之処、此節陸軍に而參謀局皇張之議相起、山県西郷熟議之上不日上申裁可を乞之運に立到、西郷之發議に而陸軍之一變革に付是非和尚を呼戻し反

覆熟談を遂げ度之事に而、既に西郷より書を送り帰京を乞ひたる由之処、未得一封之報答、何卒小生よりも帰東する様申遣呉候様との依頼に付、小生局外より容易に啄を容る可き事共不存候得共、同人事に付而は山県常に苦慮心配罷在候情状をも詳細難黙止儀に相心得、西郷之乞に任せ桂に托し一書相認差贈帰京を勧め置申候。此節も書簡位に而御輿は容易に揚り申間布との事に而、山県氣着に而態々桂出張之事に相成候。条公よりも帰る様御内書一封参る筈なり。前述之次第に付、何卒京都御駐輦中、可相成は鳥尾へ御面会に而賢台之御議論を以、帰京候様御説示有之度奉存候。彼れ上京難出来とか申訳なれば、品川と御相談同人面会に而も可然桂と相談之上、帰東を相勧呉候様御謀可被下候。尤此事は弟より賢台へ願越候而の事に而は却而不面白候に付、宣布御注意可被下候。陸軍に而参謀局皇張云々之事は、士官連中に而も余程骨子を入れ居候事と相見、我邦前途兵勢進歩之大眼目に關する所たるの渴望に付、大藏卿発足前にも小生より相談仕候処、酒類税則改定の議決定の上は三十万円内外は為之別途に供給候而も宣布との承諾を受居候に付、此節陸軍卿へも上申次第先つ二十五万円を以目途と致候様大藏省より返事に為及候見込に付、大藏卿へは右に而不承知無之歟、再応御聞合せ可被下候而、御返事冀望之至御坐候。尤参謀局を本省より引放し創立するの御発表は無論還幸の上聖裁を仰き候而、順序を履み御施行可

相成事と奉存候。

巖公大藏卿へ別に此度は書帖不差出候に付、賢台より宣布御致意奉願候。匆々敬具

十月十二日

尚々、御一覽後御火中は祈。

馨賢台

博文

A 一 二 九 明治12年7月12日

別冊翻訳成就に付差上候間、鎮台之一覽に御供可被下候。文中證拠之処は間違無之候へ共、議論は今少々熟読の上更可致歟も不相知候に付、グラント氏に為見候事は跡に可致候に付、今晚中に鎮台一読之上意見有之候へは、ペンシユルにて印を付け明朝出発之節小子へ御返却被下候様御頼可被下候。為其。敬具

七月十二日

世外公老台

博文

A 一 三 〇 明治13年7月19日

暑威逐日相増候処、御病氣漸々御快復之趣、両三日前森氏へ御托之貴東に而細縷御近況を承知仕、為朝野慶賀至極に奉存候。御発程之節、御談合申置候条約一件に付、遣欧使

論は追々寺島共協議之上、意見書面に認め、両公使等へ相示候心得に而取調居候中、本月初旬独乙公使より上野へ本国より不承知之趣申來候趣報知有之、同時に長岡よりも通信有之、蘭政府よりも英へ及照会候処、日本より派遣は到底不及其儀との回答有之、前議取消との事、同外務卿より通知有之候段申越、旁以派遣論は難被行事に決着仕候。其後ロケットに面会相尋候処、最早致方有之間布との事に御坐候。委詳は上野より及御通報候事に可有之候に付略申候。在北京独乙公使ホンブランドより巖公の球案処弁之儀勧告有之、回答一条為相談井上書記官を条公より御遣相成候間、万事同人より御聞取可被下候。右書中に陳述有之候通処弁は承諾難相成候得共、独乙公使をして中間に口啄を容れしむる事は却而我に於て得策には有之間布歟。英国之常に東洋於て独威を專にする事、甚嫌惡する事に御坐候故、彼若し日支兩國之紛難を程克く解釈する事を得候へは、多少伸威之補助にも相成との心底は充分有之歟と被邪推申候。独乙公使をして容喙せしむるの端を發らくと不然とは返詞振りに依て如何様共可相成事に御坐候。井上と得と御談合貴慮の所在御示可被下候。全体支那之形勢は昨今頗兵勢を伸張候様被察申候。ピットマンより之報告に而も竹添より之報告に而も、日本と不遠戦端を啓らく云々は類に流言有之事に被察申候。勿論一々不足措信候へ共、軍備は間違なく我に在ても高枕穩臥は出来不申候。西郷抔とは

追々示合候而、万一を予凶之事も心掛居申候。御病氣御快方に御坐候へは、何卒速に御帰京被下度、書外は井上氏より御聞取可被下候。随分内部には奇々妙々之事も有之申候。不尽筆紙候故、相認不申候。匆々頓首再行

七月十九日

博文

再伸 荆妻事塵、一時は甚困却仕候へ共、最早大に快よく御坐候故、御安心可被下候。

世外盟台

A 111 明治13年12月1日

今晚榎本海軍卿は御招き無之、唯同氏之細君而已御案内有之候由、唯今内閣に而榎本氏より承候処、多分間違に可有之と被考、態々為知申上候。尤榎本海軍卿をも御招き之つもりなれば、早速同氏へ御通知無之候而は、同人は不罷出心得に候。為其。匆々拝具

十二月一日

博文

外務卿殿

〔註〕 封筒表「井上外務卿殿 伊藤博文 至急」

A 111 明治14年8月6日

烈暑如燬御坐候処、貴恙追々御全快之趣、欣躍之至に奉存候。井上書記官帰京之節、細護之御手翰収手難有拜読、尚御懇示之件々等逐一拝承仕候。其後黒田より一書差上候との話承知仕候故、御落手相成候儀にも奉存候。右写も一読仕候処、示談之件に大差無之様奉存候。唯三十年云々少々過度之考に可有之、尤語勢之如斯に至りしものと深窮不仕差返置申候。眼前球案不至落着候而は、内事は容易に手を出し人心を動し候事不宜様愚考仕候。全体内部之如何進歩するかは得先順序巧拙固より書上の能く尽す処に無御坐候に付、御帰京之上緩々御相談申上度候。彼の建白云々は他人へ御洩之儀は万無之事を信申候へ共、何卒深く御注意奉願上候。伊藤が妨ぐる云々は未た少しも不知模様<sub>レ</sub>に被察申候。此往如何可有之歟は或は如貴察に至候歟も難凶、若し然る時は小子一身皇室之城壁と為り表面に当り犠牲と相成候迄之事と覚悟仕居候。

独乙公使へ之返翰は至而簡単に相認差遣可申、井上の草案左の如く

逕覆者七月二十二日接貴大臣信函内称与中国大員時常会晤、至球案如何了結中国之心、不願割地分<sub>レ</sub>映<sub>レ</sub>扱<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>已有仍欲孤城小邑由两国定安其地<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>之球人其所得界内、如何與中日通商交誼各処仍由中日商定等各情均經閱悉惟貴大臣於我国情形久既相

熟、本大臣亦樂<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>貴大臣披胸臆以答<sub>レ</sub>高誼也查我  
国臣球由來已久、我国界球亦出于不得已内政釐革、  
廢中古封建之制、施及球島三歷年所<sub>レ</sub>廼於今日仍欲  
再建其国定約交誼視<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>隣邦此<sub>レ</sub>在我国一年廢  
藩一年建<sub>レ</sub>国既<sub>レ</sub>移<sub>レ</sub>其主又訂<sub>レ</sub>其交前後矛盾不<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>体  
面無<sub>レ</sub>以考<sub>レ</sub>解于我臣民也。再此業前<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>清国王大臣  
依<sub>レ</sub>美国前統領意見<sub>レ</sub>两国派<sub>レ</sub>使議<sub>レ</sub>約既<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>成說<sub>レ</sub>清国果  
依<sub>レ</sub>昨年十月二十一日成議<sub>レ</sub>妥速結案、以保<sub>レ</sub>大局仍所<sub>レ</sub>  
深望<sub>レ</sub>乃從<sub>レ</sub>約内條款<sub>レ</sub>變通<sub>レ</sub>处分、以全<sub>レ</sub>两国体面亦所<sub>レ</sub>  
支吾也。我国尊重<sub>レ</sub>两国和好<sub>レ</sub>速結<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>妙亦两国所<sub>レ</sub>同無  
如情事至此寔<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>放<sub>レ</sub>牛<sub>レ</sub>惟貴大臣地<sub>レ</sub>易思<sub>レ</sub>之在所諒  
焉。本大臣既荷貴大臣好意言由肺腑不敢不悉

本文之内○点之処は、却而疑端を現し不宜様愚考仕候に付、取除き可申見込に御坐候。尚高慮も御坐候へは、至急御示可被下候。

大概本月廿三日頃には御帰京との御申越に付、屈指御待申上候。勿々拜具

此書面御一覽必御火中可被下候

八月六日

博文

馨老台

A 113 明治13年12月12日\*

昨夜は失敬仕候。福沢へ御内話云々之事まだ御発語無之事

と奉存候。就而は今日御待可被下候。大隈より昨日少しも漏洩せざる様致度との儀承知仕居候に付、同人へ福沢云々一応相談之上に仕候方可然奉存候。明晩尊宅に罷出候節、尚又御相談可申上候。以上

十二月十二日

世外盟台 内啓

博文

来候故、明朝は開閣議可致評議筈に付、是非御出席相願度候。野村も昨日帰朝之由、同人身上之事に付而も御相談申度、栗野より差出候報告に而も不都合之廉不少、甚心配に不堪候。書外讓拝光候。匆々頓首

五月一日

内務大臣殿

博文

〔註〕 封筒表「外務卿殿 博文」

A一三四 明治14年12月17日

貴翰拝読。諸公使等御面会之事情明朝御来示可被下旨敬承、在宅御待可申上候。内閣會議は明後日に御治定可相成旨此又承知仕候。何分此際時機を失し候而は不可回之憂と奉存候に付、能々御注意被下度候。不敢取拝答。匆々敬復

十二月十七日

外務卿殿

博文

B一 明治26年5月20日

福岡知事之事に付江木を以事情及陳述置候末、金子堅太郎より尚承候処、兩派之軋轢は益甚敷相成候形勢に而、終に帰京之上は或は一場之騒動を惹起、不得止同人に不得不使辭職に立到不申敷、頗懸念之至に不堪候。本人も窮迫に至り候得は、政府之薄恩に怨嗟するなきを難保、唯今之内に他と交換之手段有之候得は党派之軋轢を避け本人に於ても窮迫に至して相済可申乎。いかにも死地に置くの感なき不能。御再考被下度奉存候。早々頓首

五月廿日

世外老台閣下

博文

B一 明治26年5月1日

不相変御多忙之事と拝察仕候。陳者朝鮮事件其後袁世凱と相談之末、彼も頗尽力之由に候へ共、結極六万円の外は不致承知由に而候。到底落着に至り兼、尚亦電報に而乞訓令

尚々、金子よりも事情御聞取可被下候。伊東已代治も頗致懸念居候に付、老台之事情申上候様申付置候。

B一三 明治26年6月3日

如貴論昨夜は及深更帰邸、今曉二時半に相成、今朝は八時より委員開会中に御坐候。毛利家婚媾一条御内定之趣御同慶之至に奉存候。尚、此上御高配万謝之至不堪候。此事好結果に至候へは為両家万幸之事と奉存候。書外期拝鳳。勿々拝復

六月三日

博文

世外老台

B一四 明治26年7月14日

貴書拝読。來論之趣敬承。今夕御示之場処え出向得と示談可仕候。詳細之事明日に而も得拝晤可申上候。早々頓首

七月十四日

博文

世外老台

B一五 明治26年8月2日

黒田伯も唯今來会相成候間、乍御苦勞御帰宅次第早々御越可被下候。為其。早々頓首

八月二日

世外老伯

博文

B一六 明治26年10月14日

三浦は今朝参り断然御請可申上と申居候。只此際漏洩は御注意可被下候。陸奥は異存無之候。早々拝具  
十月十四日

博文

世外大伯閣下

〔註〕 前文欠カ。

封筒表「井上内務大臣殿 博文 親展」

封筒裏「緘」

封筒はB一五のものである可能性あり。

B一七 明治26年10月19日

今朝富田鉄之助來訪に付、曾而談話有之候東京府知事を近衛公爵に譲り度儀に付其節は見合置、其後近衛之意嚮に付相探り見候得共、官途之念慮無之もの如くに付三浦に談候処、同人御請可仕返答有之候故一応内聞に入る、段申聞候処、本人より辞表差出候儀は難を避くるの嫌有之候故、免職相成候而不苦と申候故、過失有之訳には無之故、然らば非職之取計に可致段申聞候処、右に而異存無之との事に候。尤来二十二日浄水工場起工式有之候に付、右相済次第に相願度との事候間、此段御承知可被下候。尤夫迄は秘

密に相心得置候方為後任にも可然段申聞かせ承知仕居候。  
中井今朝来着之趣後刻来訪之筈に有之候。面会之上豫而御  
談話之次第可申聞候。此段御含置可被下候。為其。早々頓  
首

十月十九日

博文

内務大臣殿

〔註〕 封筒表「井上内務大臣殿 伊藤博文 機密親展至急」  
封筒裏「緘」

B一八 明治26年10月20日

貴翰之趣敬承。明朝御細報に接候上、得詳事情候得は大幸  
之至に候。別後文相訪問候処果哉如貴察古莊出于所密告之  
趣に候、然るに文相之聞く所と老台よりは迄承及候処とは  
大に相違、人心之危如斯者乎と使人疑の感なき能はず候。  
兎も角も明朝之御報道承知仕度候也。早々頓首

十月廿日

博文

芳川法相閣下

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B一九 明治26年10月21日

今朝光臨御談話之大略午後伊東巳代治来訪に付相話候処、  
判事告訴之上は起訴之外致方有之間布との意見に有之候。  
同人は警視小倉に面会篤と事情談合之末、老台え伺候可致  
申居候。其後小倉来訪に付至急に伊東に面会致承合候様申  
聞置候。多分兩人面会致候事と存候間、伊東には是非御逢  
御聞取相成置候方、可然奉存候。明日は休暇に付同人は銃  
獵に出掛可申、今晚中に御面会專要に奉存候。為其。早々  
頓首

十月念一

博文

芳川大臣殿

尚々、今晚御在宿相成候哉、豫約来訪人早めに相済候へは  
御尋いたし必御待合には不及候。

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B一〇 明治26年10月30日

一昨日は辱光臨鳴謝不啻候。別紙三浦安より之書輸入瀏覽  
候。同人拜命当日二等は少々不愉快之由に承及候故、今後  
之都合に而昇等之時機も可有之候に付、今更致方無之段申  
聞置候処、彼等分厘之事顧慮する訳にも不到候得共、一応

達貴聴置候迄差出候間、御覽置相成度候。早々頓首

十月三十日

世外老台

博文

〔註〕封筒表「井上内務大臣殿 博文 親展」

封筒裏「緘」

B 1-1 明治26年10月31日

昨夜後藤面会。金子云々之談示に及候処、勿論異存無之との事に付、唯今金子に面談仕候処、同人小子の命令なれば何事も拒む不能候得共、到底今日之局長に而は専門必要の場処に政略家の局長而已に而中間の次官となり、局長の云所には信を置き難きとて技術家を呼寄一々質問に及び議會にも当らざるを得ず。左すれば局長は不平を鳴す大臣に申出るも致方なく、終に自から退身するか、然らざれば免職さるゝか、其極小生の明を汚すに至らざるを保し難しと申居候。尚今晚再応可相話とて相別れ申候。愚考に而は中村に取極候外致方有之間布敷と奉存候。三浦の要求は何分拝命の当坐の事に而、陛下え奏上も如何と心配に不堪候。明日閣議に御出席に候得は、其節御相談可仕候。早々頓首

十月三十一日

博文

内務大臣殿

B 1-2 明治26年12月16日

文部大臣より別紙只今落手。品川より井上同大臣え伝言候処、御一読可被下候。是ても同子か老台及び西郷伯に申出候如く、後藤を此際動かすは不宜と申候事と符合仕候哉、否西郷野村え御示可被下候。小生等も如斯謫詐權謀を用ゆるものと同人は心得居敷も不可測、如斯にして松陰を祖述せんとす、危哉。

十二月十六日

世外老台

博文

B 1-3 明治27年1月12日

今朝後藤伯来訪。辞職云々之談話有之候に付平素之所論を以相答、此際は一時辞職相成候方可然段申入置候。今一周間之内には概略相片付可申に付暫時乞猶豫、其内辞表之手順に及ふとの事に候。小生は今日大磯え参り山県面会、将来之大体及談合置候心得に候間、此段御含置可被下候。為其。早々頓首

一月十二日

内務大臣殿

博文

B一四 明治27年1月19日

芳川大臣談話も有之候得共、榎本に取極候方得策ならんと愚考するに依り、山伯異議あるに閑せず榎本に御同意被下度候。奥田義人は其撰適當ならざるべしとの伊東書記官長の意見なり。又折田進退之事頗異議あり。同人伊東直に伺候御談合可申上筈に有之候間、為御参考御聞置可被下候。早々拝復

一月十九日

内相閣下

博文

B一五 明治26年1月20日\*

芳書薫読。時下御清祥敬賀仕候。過日呈一封置候処、愚見幸に閣議と符合仕候段御示、為国家好都合之至と奉存候。議會将来之形勢雖未可豫測、今日之勢到底妥協之目的無之以上は彼の方策に依り我亦制勝の手段を不可不講。昨日来井上毅も来訪、種々建策も有之候得共、要するに部局の手段にして大勢に対するの謀猷と難申、乍然勝不為の経画に付不同意と不申述候、今日は三浦安、鳥尾等来臨文字上之談話に而干今滞在罷在候。小子帰京之儀は御都合に任せ可申に付、当分淹留可仕候。其内伊東御遣なれば尚篤と相談可相試候。老台御出馬は無此上事に候得共、却而浮説之種

蒔と相成、如何乎と奉存候。是又尊慮之儘に可被成下候。早々奉復

一月廿日

世外老台

博文

B一六 明治27年1月22日

白根御採用之事は頗御同意申上候へ共、同人果して承諾するや否は甚疑敷候故、充分全力を用ひて御説得相成度奉存候。農商務次官之事は本日榎本へも考へものたる事を申入置候。いつれ老台え可及御相談と申居候。必明日頃は開口可有之と奉存候。早々拝復

一月二十二日

内務大臣殿

博文

B一七 明治27年1月23日

今夕県令来会に付一二愚見相示候事に付而は老台より御示相成居候事更に詳知不仕、為めに或は扞格齟齬する事なきを保せず、此段豫め御承知被下度候。尤御注文も有之儀なれば前以為御知可被下候。白根之事は芳川よりも承候処、此際是非共御押付相成度奉存候。榎本へは篤と鑑考相成申入置候。同人も切迫に誰彼と申張候儀には無之候。為其。

早々頓首

一月念三日

内相閣下

博文

〔註〕 封筒表「井上内務大臣殿 博文 親展至急」

B一八 明治27年2月27日

従山口之電報は大に安心仕候。安部井を為致落城度、昨夜来方略相施置申候。尤時機已後候故、或は成功無覚束歎も難計候。横浜少々手緩く、今日も味方四五票損失候趣、此際御注意願上度候。書外讓拝光。早々拝復

二月念七

博文

世外老閣

御風氣御快方之趣大賀無限。乍然インフレンザは御病後少々御用心專一に奉存候。是經驗上之一語として御聞取可被下候。

B一九 明治27年3月11日

其後貴恙如何被為涉候哉。新田老君昨今危篤之趣に而、昨朝暫時御帰京之処直に鎌倉へ御引返相成候由、昨夕勝之助

来訪詳細承知仕候。同人話頭に于今御脳症之為耳鳴不相絶頗御難渋之由、兎角インフレンザは病後余症を惹起候虞有之候故、御注意肝要に奉存候。

地方官御招集相成居候に付而は、公務上之事次官其外え御下命有之候事に存候へ共、差向承置候必要有之儀も候得は御示可被下候。尚亦撰拵後、無所属議員等之事に付も定而御考案可有之事と奉存候に付、若御氣付有之候得は伊東或は末松兩人之内何時も差出可申御含被下候へは、大幸に奉存候。毛利家賞典没収一条に付山県之議論有之、明後十三日同邸へ再集会之筈。い細は柏村又は三浦より御聞取相成候儀と拝察仕候。此事に付而は原知事よりも伝聞候処、多少教唆之形跡難免、且右に關せず山県之考に而は丸々打払候事は難出来多少之救恤は被行候様との希望も有之候に付多数之意嚮は既に判然仕候事に被察候。尚十三日之結果は自然御承知可相成事と奉存候。杉も本日鎌倉へ転養之由に候故御面会之上は御相談相成度存候。時下御撰養專一に奉存候。為其。勿々頓首

三月十一日

博文

世外老伯閣下

B二〇 明治27年4月21日

昨日は光臨鳴謝之至に奉存候。今朝柏村信来訪、昨日従山口来京之報告に依れば、賞典禄下渡請願人等の結合に係る

六合会連中の者共の昨今の議論にては井上伊藤と山県品川との方針意嚮相反し候上は、六合会は是非共品川を総裁に仰くとの事を首唱する趣なり。此模様にては山県も大に困却の事出来すべしとて、柏村随分心配候談話に有之候。詳細柏村より御聞取可被下候。為其。早々頓首

四月廿一日

世外老閣

博文

〔註〕 封筒表「井上内務大臣殿 親展密」

封筒裏「緘 博文」

B 111 明治27年4月24日\*

原知事之書翰一読及返上候。吉富森両議員出京之上は、御示之通り可申聞候。

浅田徳則今朝来訪、小坂面会谈話之結果、好都合之趣承及候。望月鉄道運動之事は面会前陸奥よりも承及候に付、面会之節は可成鉄道案は議會に提出する様可取計段相答置申候。鉄道議案提出之事は通信次官及松本局長え申聞置、彼等能々吞込居候故、五月早々鉄道會議相開候筈に有之候。右之都合を以御答置可被下候。為其。早々拝復

四月廿四日

博文

世外老台

再伸 貴恙は可成御用心可被下候。医師診察之事に付勝之助え申聞置候間、御聞取被下候事と奉存候。

B 111 明治27年4月27日

朶雲拜誦。今夕拜別後、直に山県訪問面会、種々事情談に涉り将来之困難に説及候末、同人より昨日来御面晤之事を口出し、情義上難謝絶候得共、偏に哀訴歎願するの外無之に付、昨夜芳川に及依頼置候云々申出候に付、其事に付今日井上より承り、小生は如何考慮するかとの事に付先論同意のみならず、早速山県を尋ね可致憊憊と相答置き、実は推参したりと申述へ、且平素議論多少有異同も、畢竟為国家種々苦慮するより起る事にして、大体に於ては徹頭徹尾異体同心の事にして、一朝危急に瀕すれば、共力せざるを得不得は不俟論事に付、山県に勧告すへしと井上に申述置たり、小生よりも願くは御依頼申度云々申聞候処、頗困難之模様有之候故、いつれ尚亦井上よりも何とか申来るべし位に而相分れ申候。此間の談話百端にして、将来の得失も充分相尽候様覚へ申候。其意衷も大概は洞見する事を得申候へ共、難尽筆紙候。此詳細は可讓拜晤、此段不取敢拝答。早々頓首

四月念七

世外老台

博文

B 一三三 明治27年5月25日\*

協同会社之儀に付委員会に而説明之詳細御報道好都合に奉  
存候。大蔵大臣よりも過刻報知有之候処、其節来客中不及  
復書候間、此段御申伝可被下候。為其。早々頓首

五月念五日

越山老閣

博文

(註) 芳川顯正宛(写)

B 一三四 明治27年8月24日

岡山県知事辞職願之儀に付、内務次官迄申出置候儀も有之  
趣に候処、願之趣愈御聞届に相成場合には貴族院議員に被  
仰付候様仕度候間、此段御含置可被下候。三好退蔵より別  
紙之通申来居候故、入貴覧置候。同人は小生も従来別懇に  
仕居、且陸羽人中に而は将来上院に入れ置候時、必用立可  
申人物と奉存候。此段御願迄申上置候。早々頓首

八月廿四日

内務大臣殿

博文

(註) 封筒表「井上内務大臣殿 親展密」

封筒裏「緘 博文」

B 一三五 明治27年9月24日

拜別後兩度之貴翰落手、時下御清榮不相變御繁忙遙察仕  
候。当地大本営聖上陛下益御昭穆被為涉御着輦後、引続陸  
海戦捷之報道頗被為安宸慮候事に候。議會一件に付而は  
追々電報に而御照覆申候末、竟に広島に取極申候。法律論  
も有之候へ共、悉皆小生責任負担之覚悟に有之候間、此段  
御安心可被下候。陸奥渡辺両大臣も来営、外交経済上之事  
共審議中に御坐候間、是亦兩三日中には大略決定其上両大  
臣も帰途に上り可申候。内務大臣御進退云々之事は松伯も  
達而辞退之事に候得は、此際御辛抱之外有之間布と奉存  
候。願くは御留任之御決定是祈候。文部大臣之事は熟考之  
上尚御相談可申上候。西園寺は如何可有之歟とも奉存候。  
将来倍文明的に進歩を要する時態と可相成又不得不然と奉  
存候故、内閣に後進之人物登属に付而は、大に注意可仕事  
と奉存候。尤西園寺に限り候事には無之候。小生は西徳二  
郎を教育上に為致尽力と存候へ共、目下条約改正之事担  
任、殊に清国との関係も有之最中に付、到底難被行、同人  
為人遠識有之属望之至に候。  
朝鮮より末松も帰候処、改革之事甚難事、到底何も出来候

事無覺東候処、清国と開戦に至るも必竟朝鮮改革に起因する訳に付幾分歟の成績無之而は啓戦端之口実に致候様之形迹を表示するは国家之威信に関し甚不安事に奉存候。就而は大鳥之後任を撰抜するにも其人を得る事頗困難と奉存候。略々内外之事情にも通曉し小故に汲々たらざる果敢之人を得たきものと奉存候。御氣付も有之候得は、御示可被下候。先は不取敢寸毫。勿々頓首

九月廿四日

井上内務大臣殿

博文

〔註〕 封筒表「井上内務大臣殿 親展至急」

封筒裏「緘 伊藤博文」

B 一六 明治28年10月8日\*

十月八日午前六時三十二分京城発

今訓練隊大院君を戴き呐喊して大闕に打ち入りけり

新納少佐

軍令部長

右之電報只今到来之処、日本士官の訓練に係る兵隊大闕を犯すに至ては事態不容易と被察候処、御觀察如何。

十月八日内閣に而

博文

井上公使殿

〔註〕 封筒表「御前拜謁中 井上公使殿 博文 至急」

封筒裏「緘」

B 一七 明治27年10月12日

野村は今晚九時四十五分之氣車に而東京を發候趣、過刻返電有之申候。明後十四日到着之事と被察候。老台御拜命之事は勝之介到着、書類受取候上は、早速上奏、同時御転官之事も可及奏聞と存候。

後藤今朝來訪、朝鮮事情段々彼より承り候に付、此方に而も目下取調中に而、外務大臣とも将来之事協議中と相答候処、公使を以遣り付けるか、又は顧問に人を入れて充分働かせるにあらされは、到底只今之儘に而も難閣事ならん、如何する見込なるやと申事に付、其儀も考案中なれとも、現在の朝鮮政府は彼より何を言も引当には難相成、軍機所と大院君は兩立相軋り、地方には一命令も難被行之形勢に付、顧問たるべき人も表面の責任に当る事は出来間布に付助言たるに不過、縦令如何様約束あるも、実権者にあらされは頗困難を感じ、結局は徒勞に属するなきを保し難し、何れにしても我政府にて助力し鞏固なる政府を組織せしめ度希望すると申置候。同人は使節參れば或は備入之事を申來るも知れず、若し然らざるときは、政府より後藤を備へ

と申聞かせ呉れ間布哉との事に候故、使節とても年少之王子引当に相成間布と申候処、何分平素之友誼に對し朝鮮に備はる、様依頼すると申事に候故、聞流し仕置候。老台之事も眼前にありなから包藏仕候事、甚心苦敷覺候へ共、丸々吐露不仕候。書外讓拜青。勿々頓首

十月十二日

世外老台

博文

〔註〕 封筒表「井上内務大臣殿 親展密」

封筒裏「内閣総理大臣伯爵伊藤博文」

B 一八 明治27年10月18日

馬関に而暫時御滞遊は御渡韓用意旁好都合と御察申上候。別紙は如御約束大院君へ寄する書翰に有之、為入貴覽開封之儘差上候間、無御異見は御伝達可被下候。大鳥も本日出立帰途に就候由、電報有之候。東学党于今極猖獗、頻りに大鳥より乞出兵之電報到来、已に二中隊は京城守備之中派遣候趣に付、大概は遣り付け可申と被察候。其後魯英之挙動為差事無之、唯各大国間に相談は有之ものと相見申候。細情は必陸奥より申上候事と存候故、略し申候。李鴻章自殺云々上海之報は全く虚説之趣、米国公使より通報有之候。彼も此際に拙劣之事は万有之間布被推察候。

議會も本日開院式為相済申候。明日は貴族院に而演説之つもりに而申込置候。衆議院は多少暴言なきを保せず、寧ろ最初より貴族院と致候方可然、水野等之氣付も有之候。北垣東京より呼寄置候。明日頃は多分参り可申候。園田之事は余り御口外無之様願度候。兎角事不被行時は、徒らに害を残す而已に有之候。

愈廿二日頃御發途に候得は、韓地之事万端寛猛宜布御操縦、幾分歎其効果有之様御尽力偏に処祈に候。早々頓首

十月十八日

世外老台

博文

〔註〕 封筒表「鎌倉三橋に而 井上内務大臣殿 伊藤総理

大臣 親展至急」

B 一九 明治27年11月1日

御着京後勿々御繁劇之事遙察仕候。国王及大院君にも御謁見長談有之候由、外務大臣より報道に接、定而朝鮮目下之形勢より将来之安危に關する要件無遺漏御説解相成候事と拝察仕候。其後鴨緑江之戰捷、引続大山之揚陸も都合能相運ひ候趣に付而は不日金州戰爭之報知も可有之と相待居候。天津上海辺より之報知之模様には、山海関其他天津附近之地には、殆数十万兵を招集する趣を以致推考候得

は、金州半島占領位之事に而は、到底彼より乞和之手段に出候等之事は万可無之と存候故、旅順陥落之上は大拳天津を衝く之策不得止と存候故、追々軍務連中へも申入置候。幸にして歐洲各国関渉之事も一旦英政府より相試候へ共、大國中時機未熟とて容易に英國に左袒せざる向も有之哉に而、去る二十五日、ロスベリ伯之シヒールドに於る演説を以察するも、英政府も一と先泣寝り之姿に相成候様被見受候に付、暫時は為差面倒有之間布歟。特に魯帝之病氣昨今危篤之報知、昨日兩度も相達候程之事に付、同政府は此際輒く手出しは致間敷、此一兩月之内結局に到り度ものと希望仕居候へ共、兎角如意は相成申間布候。

豫而如御承知朝鮮鉄道布施之一件に付而は軍事上にも頗りに説必要候故、測量丈けは為致置候方得策ならんと存候。此度仙石技師従属を率致出張候付而は朝鮮政府へ御申入相応与助力候様御高配被下度候。測量済申候上は京城仁川位は致起工候而も宜布歟と存候故、篤と御鑑考可被下候。且韓政府より取附け置候プロベレジ之事も、測量着手前後に到底相運ひ置不申而は相成間布に付、時機御見計ひ御談示可相成事と存候。是等は老閣御方寸に委候外無之故、可然御操縦可被下候。陸奥外相にも天長節後早々大本營に出頭候様申遣候故、着営次第百事相談尚可申上候。為其。

早々頓首

十一月一日

博文

井上伯閣下

尚々、朝鮮報聘使一行來着之節、顧問備入坏之事、金宏集之命を帯び彼是愈より承り候故、万事老閣へ御相談申上候様申聞置、陸奥へも同様之意味を以て、朝鮮關係之事は先以老台え申出候様、可申聞旨及通信置候也。

〔註〕 封筒表「朝鮮京城 井上全權公使閣下 親展密啓」

封筒裏「緘 十一月一日大本營 伊藤博文」

B—三〇 明治27年11月9日

客月三十一日之貴翰今朝落手。時下台候万福敬賀。御入京早々交渉事件百端御執掌遥察仕候。大本營及東京政府も異状無之、御休神可被下候。第二軍戰爭之報知于今為何情況乎、更に不相聞日夜配心之至候。清国政府にも既に和議論相起候事と見え、歐洲諸国え仲裁及依頼候由、電報有之候。定而従外務省報道有之候事と奉存候。歐洲諸国よりは為何事も不申來候へ共、米國大統領より単独に仲裁之勞を取り度云々申來候故、不日可及回答筈に有之候。尤米國は歐洲連衡之仲裁、或は為日本不利にも可有之乎之懸念有之候故、寧米國率先して為兩國和平に帰せしむるの手段を尽し度と申趣意に被察候。

兪吉濬氏昨日從東京歸路広島に立寄り金宏集に返書差遣候

様求め来候故、万事老閣え及商議取極候様回答書認遣候間、此段御合可被下候。目下外務大臣も当地滞在中に而、将来之結局に付商議中に有之候。勿論前途之事難致豫定候得共、機宜に応し何時談判を開くに至るも難料候に付、胸算は相立置候底意に有之候。書外後鴻可申上候。早々頓首  
十一月九日

世外老閣坐石

博文

〔註〕 封筒表「朝鮮京城 井上全権公使閣下 親展托石塚

参〔事官〕

封筒裏「広島 伊藤博文」

B—1—1 明治27年12月16日

寒威追日相加候処、時下御清適不相変御繁忙遥察仕候。大本営上下共無恙御降慮可被下候。山県大將も今朝馬関解纜帰營之趣に而待受居申候。仁川に而御会合之由に付、万端御談合有之候事と奉存候。小生も議會之為、一兩日中出立帰京可仕候処、山県之落着丈は相片付置不申而は不安心に存候故、為其不得止及遅延候事に候。過日来御申越之官吏種々心配仕候へ共、職務之都合、又は本人之不承諾等に而彼是隙取、終に石塚英蔵を法制局より派遣之事に取極、本日出立為致申候間、可然御指揮可被下候。過日安広秘書

官之御申合之事に付而は、陸奥渡辺両大臣も来広中に付致熟議候得共、金之事は議會にも関係有之等に而即決に難到、東京に而談合之筈に而、両大臣も帰京仕候。彼地より何分之儀可及貴答事に可相成候。朝鮮之改革に付而は中央政府之困難も可有之候得共、各地方東学党騒乱之為、目下命令之被行候事容易には可出来共不被察、定而御配神之事と奉存候。結局目的を達するは不可望事には有之間布歟。目下之情況を以将来を洞観する時は、亡国に陥るの前路を歩行しつゝ、あるの形勢には無之乎。尤我の彼に対する友誼上、人事に尽すに不過と豫期すれば、其勞を執るも不得止事情とは存候。静に前途を御鑑考被下度候。

清国政府も恭親王軍国主宰の地位に立、李鴻章と相提携し百事を負担する趣に伝聞せり。戦争之結果より觀察する時は、相応に困却之事情に被察候へ共、中々ピースアットエニープライス杯と申事情に不被察候得共、昨今尚亦米公使に依り全権派遣之儀申来居候故、何人を選名し差越可申哉取糾し、応諾の可及返答見込に候へ共、尚得と尽評議候上之事と奉存候。

旅順虐殺云々之一事は各外国之感触上甚不面白、折角弁議に費工夫居候最中に有之、挽回之実効相顕度ものと頼に希望仕居候。本日午後二時解纜之航便に而、石塚出立之由に付問合無之、詳細は後鴻に譲り可申候。早々頓首

十二月十六日

井上伯閣下

博文

B 一三二 明治28年4月15日

春暖相催候処、時下御清適敬賀仕候。陳者媾和一件も今明  
日中には相片付候事奉存候。要求之点も金額に而一億万を  
減し、二億テールと致申候。我貨幣に而凡三億万円と相成  
可申候。讓地は目下占領之金州半島台湾澎湖島、且歐洲諸  
國の条約を基礎として、通商条約を可訂結事に取極可申積  
りに有之候。尤至難なるは支那政府會計之困難に而、次は  
台湾兵争未及之地を割讓するに有之候。

露は窃に仏と海軍力を合併して、澎湖島を占領する事を妨  
碍せんとの企あるに露都より之密報に接し申候。いつれに  
しても露、大陸分割には内心不同意なる事明白に被察候へ  
共、別に致方無之候。英は目下之処、全く傍觀する底意に  
被察候。

朝鮮之事に付而は露より必ず何か申出候無疑と存候へ共、  
未だ其機に不達ものと相見申候。

陸奥も過日来病氣故、独任取扱居申候。尤昨今大に輕快に  
赴候間、御安神可被下候。本邦事情は岡本氏帰任に付、御  
直に御聞取可被下候。今日は唯今より談判に出掛可申に  
付、時間無之擱筆。早々頓首

四月十五日

世外老台

博文

B 一三三 明治26年10月19日\*

尊翰敬読。如貴論品川來訪之上は寛話可仕候間、御安神可  
被下候。折角之御尽力を水泡に帰し候様之正々堂々たる議  
論は不仕候。今朝井上毅來訪、同人は一方向き之流儀に付、  
随分過激之議論も有之候故、大に緩和仕置、何分にも纏り  
之相付候様尽力可仕筈に約束仕置候。火の元は同人も其實  
を不免氣味有之、小生之大体論に對し終に同意仕候故、是  
も大に都合よろしく候。此段拜答。早々頓首

十月十九日

世外老台

博文

山県は是非出席無之而は不都合と奉存候間、精々御配神可  
被下候。

〔註〕 封筒表「井上伯爵殿 博文 拜復親展」

B 一三四 明治29年2月9日\*

都築之上奏は既に本日取計置候。勿論閣議濟之事に有之候  
故、今更異議有之とは夢想之及はざる所に候。乍去御都合

も有之儀なれば、鮫島秘書官へ電話に而御一声可被下候。我儘者は到底此際御処分之外有之間布候。尤老兄一旦内務に拝任之上は、曖昧は不宜候故、勝手之口実を設け進退せしむるが如きは、万々御注意可被下候。為其。早々拝復

二月九日

博文

越山大兄

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B一三五 明治29年2月18日

春寒未去候処、時下御清穆敬賀。陳者朝鮮事變之大概は已に御詳知之事と存候処、事体不容易は勿論、種々疑惑捏造之説も百出、就而は豫め御打合申置候事緊要と存候而已ならず、縦令目下其職に任せざると雖、一応御帰京相成候事、世上之耳目に觸る、所可然乎と存候。山県も今度之事變に付而は非常に心配、頻りに尽力中に有之候。讓拜晤万可申上候。勿々頓首

二月十八日

博文

井上伯爵殿

〔註〕 封筒表「東」海道興津海水楼 伯爵井上馨殿 親展

至急

封筒裏「二月十八日 伊藤博文」

B一三六 明治29年2月29日

一昨日朝比奈知泉来訪曰、閣下今般之使命は小子避難之結果、終に乍御不本意御請相成候趣、閣下寧在內、政府を御引請可相成御決意に有之候処、小子於内閣小子に御發言有之候を、小子不發議より至難之天命を閣下為負候様御感覺有之趣、いかにも不本意至極之事に付、小生は断然代閣下遣露之使命を拝し度、若又此事にして不被行儀に候得は、断然挂冠可仕候間、国家将来之事は、閣下及元勳並諸公之御籌画に委し、不敢發一言候間、此段豫しめ御聞置可被下候。為其。早々頓首

二月念九

博文

山県大将殿

〔註〕 封筒表「山県陸軍大将殿 親展至急」

封筒裏「伊藤博文」

B一三七 明治29年3月18日

先刻御帰後、大蔵大臣来訪に而、例之勸業銀行等之事に付、衆議院議員等もぶつぶつ申居、又貴族院に而も老台より或

議員を御呼寄相成、御説諭ありたりとか申候而、研窮会杯にもつぶやく連中有之、万一も此際総理大臣か井上伯をしりて、如斯事を謀略的に為さしむる杯之浮説を流布するに至りては顔面倒なる故、致注意呉候様申來候に付、承知せりと相答置候間、御疎も無之事に候へ共、御注意可被下候。貴族院は目下増稅案を通過せしむる事緊要第一に有之候故、渡辺も勸業銀行之為に運動杯試むるの時機あらと相考居候故、何分此際議員之腦裏を攪亂せざる事必要と申居候故、至極尤なりと相答置候。渡辺も更に悪意あるにあらずるは不俟論候間、御注意可被下候。為其。勿々頓首

三月十八日

博文

世外老台閣下

〔註〕 封筒表「伯爵井上馨殿 親展密」

封筒裏「伊藤博文」

B 一三八 明治29年4月4日

過日は荊妻態々大磯迄御誘引被下、鳴謝不啻候。其後議會も無事結了、政府案は悉皆通過、畢竟板垣一派之尽力に而、如斯相纏り候事不俟論候事、党中には早既に入閣論を主張するも多数を占め居、統治者連も大に心配仕居候。可成公言せざる様申論置候得共、余り猶豫は難出來模様に有之

候。陸奥えは大略相話候処、異存も無之故、黒田には一と通り処見申試候。是も至極尤と申居候。其他には軽々に発露すへきにあらすと存候故、于今相秘居候。御出立懸げ大磯に而荊妻へ幾三郎事に付御懇切之御談話も有之候趣に而、御滯県中可差出様、荊妻へ御申聞に付、同人え早速御出先へ相伺候様申付候。小生も何とか落着為致と存居候故、相応之事有之候へは、御教示奉願候。為其。早々頓首再行

四月四日

博文

世外老台

尚々、陸奥も本日帰京、兎も角も復職志願通り取計候筈に候。

大隈も本月下旬より佐賀え帰省思立候趣、一昨日大石より承知仕候。

〔註〕 封筒表「井上伯爵殿 幾三郎携帶 親展密啓」

封筒裏「博文」

B 一三九 明治29年 月 日

清魯条約の得失論に付、張之洞の建白謹文の分御処持に御坐候へは、暫時恩借仕度。

井上様

博文

〔註〕 宛名「井上様 伊藤」

十二月十八日

世外老台

博文

B―四〇 明治<sup>(乙)</sup>30年2月20日

其後御清健被為涉奉敬賀候。小生昨夕帰磯仕候。少々風邪に候得共、為差事には無之、御安神可被下候。松伯え送一書、帰磯及報道置候。爾来大隈外相御面会、如何之御談話有之哉、序に相伺度候。書外期拜光。早々拜具

二月廿日

博文

井上老伯閣下

世外老閣下

博文

大磯は昨来大雪、于今尚未息。東京如何、定而寒氣強き事と奉拝察候。

B―四一 明治<sup>(乙)</sup>30年12月28日

今晚山県伯来訪有之候故、大略は相話置候処、小生決意之処充分未だ胸臆候。必竟今日之形勢、勿論御互兩人而已引受候而も前途難受合事申迄も無之、明朝山県参上之趣に付而は、前途之事得と御談合可被下候。書外は讓拜晤可申。早々頓首

B―四二 明治 年12月25日\*

昨夜中井方え前約有之参り候処、山県も来会、段々之談話より、到底此国家を守護するに於て傍觀すべき心底にも有之間布に付而は、是非老台え御面晤之上、心事吐露相成度及勸告置候処、今日は可得拜青様申居候に付、御面会之上は充分御談合有之度奉存候。為其。勿々頓首

十二月廿五日

世外老閣下

博文

B―四三 明治<sup>(乙)</sup>31年1月21日

貴翰落手。台湾事務局内務省へ移転之儀に付而は過刻御談話之結果に依り已に其手順申付置候に付、今更變更は甚困却之至に候。右に付賢考之次第も可有之候へ共、事実上何等故障可有之事とは諒察不仕候。只普通之各省中之局と違ひ、書記官有之候へ共、此儀は特種之事項として取扱候外無之、此段預め御通報仕置候。為其。早々拜復

一月廿一日

博文

内相閣下

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B―四四 明治31年2月24日

益田書翰之趣は未足措信候。其故は今朝入貴覽候如く支那政府未だ全く許諾せず、一周間内には決定に可到之事に有之候。今朝英公使面会之節、在横浜在留の香港上海バンクの代理人え密に聞合呉候筈に約束仕候。一兩日内には多分相分り可申、先は拝答而已。勿々頓首

二月廿四日

博文

蔵相閣下

〔註〕 封筒表「伯爵井上馨殿 博文 親展」

封筒裏「緘」

B―四五 明治31年3月25日

加藤公使來電に竜動に於て支那公債募集之結果二百萬封度は公債証書に而我政府に引請候筈之処、市場景況不面白、實際九十封度に売出之処、取引上已に五シユルリングは下落之趣に而、香港上海銀行頭取は尚右金額以上をも日本政府に而御望みなれば、市場より買取り百に付八十八に而可

相渡との事なり。尤伯林の方は頗好景氣之由に候得共、売

高金額を報道せずとの事に而、公債引請を請求するや否、不分明之趣に候故、竜動伯林を併して三百萬封度迄は引受可然段、返電に及候様、外務省え相答置候間、此段御含置可被下候。詳細は拜晤に譲り可申候。早々拝具

三月二十五日午後五時

博文

大蔵大臣閣下

〔註〕 封筒表「井上大蔵大臣殿 機密至急」

封筒裏「緘 伊藤博文」

B―四六 明治31年4月5日

過刻以電話御通知有之候英公使至急面会之儀は、何等之事に有之候哉、大略御詳知之事に候得は御示可被下候。未だ英公使えは帰京之事不相報候。為其。勿々頓首

四月五日

博文

大蔵大臣殿

〔註〕 封筒表「井上大蔵大臣殿 博文 親展至急」

封筒裏「緘 博文」

B 四七 明治31年5月24日

増税法案提出之時機に付而は高見も可有之に付、勿論容喙之必要無之と存候得共、既に開院之勅語中に於て増稅之事を公示せられたる今日に付、今更躊躇之餘地は無之と信候に付、可成速に御提出相成候方、政府之体面上可然乎被察候。如何にも形勢を觀望して遲疑するの痕跡あるは不面白と存候間、御考慮之上御断行有之度候。為念申入置候。勿々頓首

五月念四

博文

大藏大臣殿

〔註〕 封筒表「井上大藏大臣殿 博文 親展密」

封筒裏「緘」

B 四八 明治31年6月14日

本日午後地価修正連中之委員十五名之總代として、木邨誓太郎、和田彦次郎兩名來訪、政府は此次之議會に政府案として地価修正案御提出可被下候哉、決意相伺候上致帰京度、就而は大藏大臣御列席之上御確答を承知仕度と申出候に付、政府之意嚮は已に前議會に於て分明之事に候得共、愈議案を政府より提出すへき哉否は大藏大臣と協議之上、明朝可相知に付、明日午後にも十五名來邸可致と申聞置

候間、明日午後尊邸に而も小生方に而も御都合次第及確答度候。彼等は総選挙に付都合有之事と被察候。為其。勿々頓首

六月十四日

博文

大藏大臣殿 閣下

〔註〕 封筒表「井上大藏大臣殿 親展」

封筒裏「緘 博文」

B 四九 明治31年6月25日

貴翰之趣拝承候処、昨日御會議之席に於て縷々陳上仕候通り、大隈板垣兩人を御採用相成候乎、又は元老之中に而大任に膺り候乎之一に被為決候外無之と極言仕候得共、何れとも不決為めに最早致方無之候故、未定之儘に辞表捧呈仕候次第に有之候。其後再応被為召候故、拜謁仕候処、自由党のみを用ゆる訳には行れぬ乎との御沙汰に付、合同の今日に相成難被行と奉答仕り、隈板兩人に相話候外無之段、上奏仕候。乍去、元老連如何之議論可有之乎難計と申上候処、元老等え御下問可被為在との御沙汰拝承仕候。乍然到底小生が彼兩人に入閣を依頼するか如きは情勢の許さ、る所たるは論を待たざる次第に有之候。此上尚元老連之意見御確めは勿論可然候得共、兩人え相話候事を遷延し時機を

失し候時は不容易事に立到り可申に付、小生一箇の所見を以昨日辞表捧呈、且愚見上奏に及候事は今日是非面会可申入心得に有之候間、此儀を今更相変候事は出来不申候間、午後早々右之手順に取掛り可申間、此段御含置可被下候。為其。早々頓首

六月廿五日

博文

井上伯爵殿

B一五〇 明治31年6月25日

昨夜は不顧御疲勞長坐妨御安眠、恐縮之至に候。爾後熟慮候処、今日之情勢到底他に可救護之方策無之心事、昨日於御前陳奏無餘蘊と奉存候処、今日尚又御下問之次第有之趣を以、參朝之命有之候得共、彼党合同之結果採一排一甚難事と存候故、小生は寧彼兩人に向て今日は公言するの得策なりと存候間、御參朝之上は昨日老台え及陳述置候大意御奏聞被下、且元勲諸公えも老台より御申通被下候様仕度、此段御依頼申上候也。勿々頓首

六月廿五日

博文

井上伯爵殿

再伸 申上候迄も無之候処、此上御廟議に依り、或は元老

諸公中に而大任に被膺候共、又は彼兩人を御採用相成候共、叡慮之儘に有之候事、無論と奉存候。此段御含可然御協議可被下候也。

〔註〕 封筒表「井上伯爵殿 博文 親展至急」

封筒裏「緘」

B一五一 明治33年5月29日

田中宮相書翰封入之貴書落手。其後桂子爵來訪有之、到底只今之儘に而は結局不相付との事に付、縱令如何様相成候共、小子は無頓着に打過候外無之段、相答置候。其後芝離宮に而山県松方田中にも箇々に面会、事情委細承知、松方は到底承知可仕様子は不相見、山県は此始末相付候迄は容易に逃出し候心底には無之様見受申候。彼が責任を抛擲せずして結局相付け候事なれば丈夫らしき仕事に付、相談相手に相成候も不苦と存候故、程克く相答置申候。今晚多分大磯に帰り可申、来月二日には田辺方に而可得拜鳳。早々頓首

五月念九

博文

世外老盟台

〔註〕 封筒表「井上伯爵殿 機密親展」

封筒裏「緘 五月念九 博文」

芳川大臣閣下

B 五二 明治33年8月24日\*

貴書拝読。板東出京之事は老台より御申通可被下候。明日發表可仕筈に付、到底明日之間には合ひ不申候へ共、跡に而創立委員中に加する事出来候様仕置候故、不日出京之上、加名取計可申候。官舎之事は御高配恐縮仕候。余は拝鳳万謝可仕候。早々拝復

八月念四

博文

越山大兄

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B 五三 明治34年6月18日

昨日は態々河田秘書官被遣蒙懇招万謝之至に候処、都門之往復極頻繁候事、時節柄甚感困難候故、甚自儘之儀恐縮之至に候得共、微恙と申訳を以蒙御免度候間、特に御宥恕可被下候。尤廿三日には外人之前約有之、不得止出京可仕、英皇即式廿六日に付公使館へ礼問を為濟、其翌帰磯可致と存候間、此段御含可被下候。為其。早々頓首

六月十八日

博文

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B 五四 明治34年6月26日

山口銀行連中へ申聞候事、杉子より詳細承知仕処、両度之集會を催候程之必要も有之間布に付、来二十八日一同會合之席上に而、小生或は山県より發言仕候而充分ならんと愚考仕候故、右之趣杉子へ相答置候得共、為念申上置候。匆々頓首

六月念六

博文

世外老閣

B 五五 明治36年3月17日

鐵道局長松本莊一郎病氣危篤之趣、数日来伝聞仕候処、益危険之報道に接、甚痛歎に不堪候折柄富田鉄之助其外局員來訪、叙爵之事相談有之候得共、小子勿論局外者として容啄之権理無之候得共、数年鐵道事業に従事し其功績有之儀は衆目所視候へは、他之比例に照し決して天皇陛下之聰明を汚すに到らざるは無論之事と存候而、竊に同意を表候事に候。内閣之御評議に於て或は比較的不可準許ものあれば特別之事に候へ共、概論すれば一般技師等之感覚に於ても

奨励とも相成、為国家頗好時機には有之間布歟。近來之風潮獨り技士のみならず普通之官吏は凡て商売的の感念を以官務に従事するの形勢に推移するは、老兄に於ては御洞察之事と存候。此際若し一人を賞して一般の技師等を奨励するの効果を爲は、政治上寧内閣に於ても得策には有之間歟、為御參考裁一書達貴聴候。宜布御取捨可被下候。為其。早々頓首

三月十七日夜

博文

芳川通信大臣殿

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B一五六 明治37年10月14日\*

拝啓 別紙処分に付及御内談候処、幸に愚衷御採納被下方謝之至に候。就ては如御約束別紙は本人より請取及返上候間、御落手可被下候。其内本人參上右事件に付陳謝且從來の御高誼に対し尊敬を可表事と存候間、此段御合置可被下候。匆々頓首

十月十四日

伊藤博文

山県有朋

松方伯爵  
井上伯爵閣下

〔註〕 封筒表「松方伯爵 井上伯爵 閣下 親展」

封筒裏「山県有朋 伊藤博文」

B一五七 明治41年9月14日

貴電拝承、感謝の至りに勝へず。病人目下の容態にては其良否判明し難し。侍医頭の診察する所に依れば目下其傾向トし難し。若し侍医頭を兩三日滞在を許可せらるの恩命を蒙るを得は望外の大幸なり。閣下より此旨御執奏を仰く。

九月十四午後二時

伊藤統監

徳大寺侍従長

B一五八 明治41年9月14日

貴電拝承、感謝の至りに勝へず。病人目下の容態にては其良否判明し難し。侍医頭の診察する所、尚兩三日を徑ざれば其傾向トし難し。若し侍医頭を兩三日滞在の恩命を蒙るを得は望外の大幸なり。閣下より此旨御執奏を仰く。

〔註〕 B一五七の草稿。

B一五九 明治 年1月23日

昨鳥は御來臨被下候処、外出不得拜面遺憾之至に候。過日

御談合申候機事に付、当今一応是非御内談申度、乍御苦勞  
今夕五時頃御繰合御來杖被下度懇願仕候。勿々敬具

一月廿三日

芳川賢台 密啓

博文

〔註〕 芳川顯正宛 (写)

B一六〇 明治17年1月24日\*

昨日御内談申置候御旅行之儀、今朝親王殿下及条公へも遂  
熟談候処、至極可然との事に而既に書記官へ命し伺案為相  
認置候に付、明日は御拜命之都合に可相成候。尤御用有之  
愛媛県へ出張被仰付と申事に而、御用之都合は小官より可  
及御談示筈に御座候故、左様御心得可被下候。山県へ面会  
不仕候故、今朝以書面申遣候。未得返答候へ共、不承知は  
無之事と確信罷在候。突然たる事に而御困却には有之候へ  
共、是非明後日之船便に而御出張相願度候。勿々拝具

一月念四日

芳川賢兄 内啓

博文

〔註〕 芳川顯正宛 (写)

B一六一 明治 年1月24日

貴翰拝読。然は昨夕は御凶事有之候趣御愁傷之儀と拝察仕  
候。却説廿六日郵船便有之御苦勞被下候段、鳴謝之至に不  
堪、今朝条公山県等へも遂示談候筈に御座候。尚取極次第  
為御知可申上候也。勿々拜復

一月念四日

芳川兄

博文

〔註〕 芳川顯正宛 (写)

B一六一 明治6年2月14日\*

塩田帰便に一書を呈置候に付御落手と奉存候。右書中に認  
置候考案贈呈仕候間、大隈澁沢杯へも御回覧奉願上候。  
塩田に托候書状之意味は能々御了解万御尽力奉願上候。尤  
時機御見計ひ僕より申上候事世間に不洩方可然、唯二三同  
志と御謀可被遣、新聞御坐候へは為御知可被下候。以上。

二月十四日夜

世外老兄

博文

B一六三 明治13年2月16日\*

御洋行前預置候海屋之書帖則及完璧候間御落手可被下候。

小子之所鑑に而は真跡には相違有之間布と存候へとも上出来と申には無之様覺へ申候。別に一本を他より得申候序に入貴覽申候。愚見に而は小子所持之方數級上位を占めたる物と奉存候。御一覽後御返却可被下候。此分は海屋老人其児某に手本として書与たる者と申事に御座候。余は讓拜眉。勿々敬具

二月十六日

微恙昨今大に快方に御座候。病状御推問御厚意、不堪鳴謝候。

芳川鴻儒 坐下

博文

〔註〕 芳川顯正宛 (写)

B 六四 明治 年3月7日

爾來御清健拜賀。陳者一事御面倒之内願に有之候処、御内談御試被下候儀相叶候得は、為上下寧一地方之為仕合可申乎と奉存候。兵庫県下兵庫之市民に而旧家或は資産有之連中数名に而蚕糸取引所なるものを設立前條修一郎農商務在職  
中間人の勸告に依り候処、法規不案内之廉有之候趣、尤他に之を設立せしものもありて多少競争の結果をも不免乎、終に檢事の告訴と相成候処、始審にては勝訴と相成候。再ひ控訴院に持出し目下再審中

之趣に而本人等大に心配之余出京、事情は周布知事も熟知之事に候間、同人へも御開合之上内々清浦又は檢事総長等に御話相成、事情明白仕候へは非有罪証跡も顯然可仕乎、何分一地方之紳士達と申もの、平素之行為に於ても詐偽又は法律違反之所置を殊更に相企候人物に無之は小生も兼々詳知仕候もの等に候間、乍御面倒御心配被下候儀相叶候得は好都合と奉存候。聊も私利偏頗之關係を有する事柄あらず、此段御含被下度候。依て右關係の一人神田兵右衛門と申者出京に付為致參邸候間、御聞取尚周布御呼寄、事誼に依りては周布を直に清浦に面会せしめ事情を尽さしむるも一捷徑ならん乎と奉存候。右辺は老台之御操縦に願上候。早々頓首

三月七日

博文

越山老閣 侍史

〔註〕 芳川顯正宛 (写)

B 六五 明治 年3月15日

今晚条公邸にて大久保に面会候処、少々老台へ申上呉候様、伝言有之候に付、乍御苦勞一寸狐亭御出懸奉願上候。頓首

三月十五日

世外老台 御直

博文

B 一六六 明治9年3月18日\*

昨夜は失敬申上候。今朝木翁へ御尋問可被成儀に付、矢張迅速に相運候方御都合宜布と奉存候に付、小生は乍遺憾此度は何事も不申出方に可仕候に付、無御顧念御尽力有之度奉祈望候。拝具

三月十八日

世外老台 親展

博文

B 一六七 明治8年3月23日\*

昨夜は失敬申上候。今朝願置候渋沢如何。若同人差支候儀に御坐候共、是非老台は御越可被下、木翁も来臨之筈に御坐候。此段為念申上候。弟は唯今より帰宿御待可申上候。勿々頓首再行

三月廿三日

世外老兄 御直

博文

B 一六八 明治8年3月23日\*

今朝芳川顕正より以手紙お嬢さま昨夜より少々腹痛下痢之由申越、今日は難致同伴趣申越候に付、御馳走之用意申付、今更不都合千万に御坐候へ共、老台は是非御賁臨奉願上候。

木翁は是非相招度奉存候に付、今日正院にて承り合可申候。千万奉恐入候へ共、渋沢へ御一書御遣し御同道被下候儀は相叶申間布候哉。兎角三字過より御待可申上候。何も

勿々拝具

三月廿三日

世外老兄

博文

B 一六九 明治 年3月24日

今朝得拝顔度、本大臣官舎へ御来臨可被下候。為其。勿々頓首

三月廿四日

内務次官殿

博文

〔註〕 芳川顕正宛(写)

B 一七〇 明治 年3月27日

何も今晚に限候訳にも無之に付、折角御保養中に御坐候へは、今晚は相窺不申候。いつれ明日参堂可申上候。勿々頓首再行

三月念七

B一七一 明治12年4月2日\*

明後四日午後、山県申合八百善に而送別之筵を開候筈に付、御差繰是非御来臨被下候様、山県よりも御伝言申吳候様依頼に付、御承知被下度候。

四月二日

芳川先生

博文

〔註〕 芳川顯正宛(写)

B一七二 明治19年4月14日\*

尊翰拝読。黒田より之来書槩に落手、明日は正午頃より高輪へ尊来之趣敬承、必御待受可申上候。拝復

四月十四日

外務大臣殿

博文

〔註〕 封筒表「井上外務大臣殿 博文 拝復」

B一七三 明治27年4月24日\*

李権等之予審進行之模様御細示、鳴謝之至に候。可成権之事は直に放免に不相成方可然、外務大臣へも序に事情御通知相成置度候。外交上之操縦自然関係有之事と存候間、此段御含置可被下候。為其。早々頓首

四月念四

司法大臣殿

博文

〔註〕 芳川顯正宛(写)

B一七四 明治 年4月29日

拝読。被申付候義、生憎事務取調之都合有之、三四日間差支候処、其後に至り候へは何時も御需に応すべく、猶御入用に候へは其趣御一報相成度、直に差出候様可仕、此段拝願申進候也。

四月廿九日

井上外務卿殿

博文

B一七五 明治13年5月4日\*

昨日御依頼申置候遣外国公使不残招請之儀、愈来七日正午十二時と御取極、夫々案内帖等之手続御取計可被下候。内閣一統へは其趣申伝置候。為其。勿々敬具

五月四日

芳川少輔殿

博文

〔註〕 芳川顯正宛(写)

B一七六 明治 年5月11日

朶雲拝誦。今夕第五字より浜行承知仕候。両騎は先駆として三字より御遣尤妙計、私はアルピン中島に面晤之約有之候に付、昼過より罷越、彼地にて御待受可申上候。御書中ヲンマの語あり。是は乗る事が出来ると申意味に解し置可申、其余は成敗在天、先つ死地に墜りて生を可求歟。穴賢

五月十一日

世外老兄 御直披

博文

B一七七 明治 年5月12日

芳翰拝読。陳者来十六七日之内御嘉招鳴謝之至に候処、同日頃在京或は難致乎と存候。老母不快之趣報来、今朝荆妻婦磯様子相報候筈に有之候。小子都合に不関、他へ御通知可被下候。万一も在京相叶候得は参上可仕候。早々拝復

五月十二日

越山大兄 侍史

博文

〔註〕 芳川顕正宛（写）

B一七八 明治14年5月16日\*

貴翰拝見仕候。帰路必拝趨可仕候間、御待合可被下候。為其。匆々敬具

五月十六日

世外老台

博文

〔註〕 封筒表「井上外務卿殿 伊藤博文 親展 拝復」

B一七九 明治 年5月21日

昨年一寸御話申置候様記憶罷在候伊藤欽亮、是非一応老閣へ得面謁、開陳宿意之所在仕度に付、宜一書呉候様依頼に付、任其乞申候。同人は福沢門人に而、即今時事新報に従事罷在候。一旦は林三介養子と相成十四年頃離縁、爾来独立當世計居候儀、勿論賢台も其節御聞及之事と奉存候。兎も角も一応御面晤御聞取可被下候。為其。忽々敬具

五月廿一日

世外老閣

博文

〔註〕 封筒表「井上外務卿殿 伊藤博文 親展」

B一八〇 明治8年5月25日\*

昨夕は御書簡下候処、深更に帰宿、不及貴答候。大隈より今日試験延引之義申越候に付出港不仕、為念此段申上置候。匆々拝具

五月廿五日

今晚宍戸婚姻は御越に御座候哉、相伺候。

井上馨様

博文

B一八一 明治 年6月4日

尊翰拝誦仕候。明後六日高繩御別業へ参上候様御示命、承知仕候。同日は午餐公使館、午後前島氏へ被招居候へ共、可成速に切揚げ、御座敷を相勤候様可仕候。拜復

六月四日

芳川先生

博文

〔註〕 芳川顕正宛（写）

B一八二 明治 年6月14日

愈明後十六日御発途に而、御下阪に付而は御繁忙寸暇も有之間布に付、書柬に而要申上置候。幾太郎是迄釜石出先きの雇に有之候處、何卒本省鉱山局之雇に致し貰らひ度との志願、無左而は東京往來之旅費も無之由、長谷川にでも御申付置可被下候。又月給十円に而はとて夫婦生活は無覺束必定に付、幾許か御憐顧可有之事と奉存候。兩条序に小生より歎願申上置候也。

六月十四日

世外老台

博文

B一八三 明治 年6月16日

御紙面拜見仕候。然は今朝より山尾一同横浜へ罷越可申約束仕置候。第八字頃より馬車に而発可申候。細君も同行之筈に取極置申候に付、今日之御供難為仕、不悪御聞分可被下候。勿々頓首再行

六月十六日

〔註〕 宛名「井上先生 春畝 奉復」

B一八四 明治 年7月11日

昨夜は御留守へ一寸罷出候処御外出、細君は空房之徒然に堪兼、小供と婆々を率ひて金比羅参り、御留守中御座敷へ推参候は甚失敬恐縮之至と奉存候処、豫而一使を馳て○○を呼寄せ、先生之尊宅迄罷越候様相命候に付、行違ひ候而は不都合と奉存候而、暫時尊宅に待合候中、使之者帰り報して曰、芳原に灯笼を見に行きたり、過日も帰路は大すかなり、天之不憐時は不可如何共、老兄天をして我を憐ましむるの妙法あらば、老兄は天を司配するの天帝と謂も非謬言也。穴賢々々

七月十一日

越山房先生

サントリーナ的那勃烈翁

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B一八五 明治20年7月15日\*

昨日は御來訪被下候由之処、小生暫時小田原へ帰省、今朝帰京仕候。帰次第為御知可申様、従者へ御申聞被下候由に付、御都合次第何時も尊宅へ参上仕候而も、又は他之場処に而も御示諭次第に可仕候。早々頓首

七月十五日

世外老伯閣下

博文

B一八六 明治 年7月21日

過日は尊來鳴謝。其節御約束之駿馬賽鶴共無事唯今到來、此段御報迄草々。書外は得拜鳳万謝可申述、頓首再拜

七月念一

越山老閣侍史

博文

再伸 駿馬之代価は御序に御示可被下候。護送入費共返上仕度候間、此段御含置可被下候。

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B一八七 明治24年7月23日\*

御歸後直に山県來訪、明日横浜行之儀相談仕候処、新聞之難非と相成可申候に付、寧ろ午後二時頃ホテル裏横山方え相会候方可然との事に付、任其意約束仕置候間、同所え御來会可被下候。其上に而思召次第横濱え御同伴申候而も、御都合次第可仕候。為其。早々頓首

七月念三日

世外老台下

博文

B一八八 明治22年7月28日\*

今朝從横浜御帰京之趣、唯今松方に而承申候。昨夜來少々珍事出来、今朝大隈高輪へ來訪、彼是事情如申上度、御閑暇なれば霞ヶ関旧三条邸に参り合居候故、御來臨被下間布候哉、御一答奉願候。草々頓首

七月二十八日

世外老台

博文

B一八九 明治 年7月30日

昨夕山県來訪、今夕御同席に而鳥尾面会仕度との事に而、場処は尊宅又は何処に而も、山県同道可罷出に付、豫め御相談之上取極め、返答申越候様相頼まれ候処、賢台方一

榎本を横浜迄御送行なれば、御帰宅後と申儀は余り遅く可相成歟、兎も角も御都合御示可被下候。為其。勿々頓首

七月三十日

博文

世外賢台

鳥尾山県と談話之大意は既に藤田伝より御聞取之事と奉存候故、不申上候。

B一九〇 明治 年7月30日

林董文書局転官之儀は、可成速に御運ひ不相成候而は、佐藤転官国手入込、少々不都合之事情有之乎推察仕候。御多端中ながら為御注意申上置候。勿々頓首再行

七月三十日

博文

井上老伯閣下

B一九一 明治 年7月31日

貴翰之趣敬承仕候。山県へ申遣、明日午後四時頃鳥尾同道来会仕候様取計可申候。林董之事は早速御催促被下候趣、承知仕候。明日は有栖川宮に而午餐会食之筈に而、賢台も御列席と奉存候。右相済次第御来集之事に奉願度。為其。勿々頓首

七月三十一日

馨老台

博文

〔註〕 封筒表「井上伯殿 伊藤博文 至急親展」

B一九二 明治 年8月2日

昨夜は御疲労と拝察。一寸富貴楼に而御話如申上置候、今日は暫時御閑隙を以、高輪へ御立寄可被下候。過日来例之一条大心配に而、漸破談に相成居候処、老台之御煽動に而死灰再燃之勢に立到、加之公然他人に向て発露、殆ど難捨置いかにも不都合千万之事に御坐候。平生アレード之約を御守り不被成而已ならず、終にも局外中立にも居らずして、殆ど戦乱を攪起するの一敵国と御なり被成候事は、如何之御処存に有之候歟。若し放抛して御構不被成との事なれば、不得止鳴鼓して貴国の要衝を突き、終には本営迄切込み、城下の盟を求むるの外無之候也。

八月二日

〔註〕 封筒表「世外老台 博文 秘啓」

封筒裏「緘」

B―九三 明治 年8月3日

今晚帝国ホテルに引移居候に付、乍御苦勞横山方へ御來臨可被下候。早々拝復

三日夜

〔註〕 紙背に文章あり

B―九四 明治 年8月8日

山口県土族 松田宣哲 二十四五位

本書名前之者、等外に而十円位之俸給を以、各局之中いつれに而も可然候間御採用相成度、傭に而も可然候。兎玉愛二郎縁故之人之由に而、同人より被相頼候。老兄之局は随分多人数御入用に付、正直なる人物なれば時々進退も可有之と存候に付願上置候。字を書く事は少々出来候由、然し元腕力士族なれば、其御つもりに而御採用相成り度と奉存候。余は讓面上候。勿々頓首再拝

八月八日

〔註〕 芳川顕正宛（写）

B―九五 明治 年8月14日

華翰拜読。明十五日木挽町官舎へ御小集に付可致参伴旨、敬承仕候。御示之時刻に参様可仕。勿々奉復

八月十四日

芳川先生 拜復

博文

〔註〕 芳川顕正宛（写）

B―九六 明治20年8月15日\*

御繁忙中恐悚に候得共、別封西源四郎へ御送被下候様奉願候。一応汚清覽候為め、態と披封之儘差上候間、御一閱之上御書中へ御封入被下度候。可相成は一日も早く相達候様御取計可被下候。為其。忽々頓首

八月十五日

博文

井上老伯閣下

尚々、小生も本日夏島の巖窟へ再帰仕候。

B―九七 明治 年8月26日

御紙面之趣承知仕候。別紙返上仕候間、御落手可被下候。唯今より山県同道に而高繩へ罷越申候。従大阪來賓云々は、尊諭の如く不都合なき様可仕候。勿々拝具

八月廿六日

世外兄

博文

〔註〕 封筒表「井上様 伊藤 親展」

B-198 明治7年8月26日\*

製鋼一条御草案致穿鑿候処、終に見出し不申、万々乍御苦  
勞新に御起筆被下候様、懇到請願仕候。拝具

八月念六

今日は御外出可被成候哉。

芳川先生

新  
親拆

博文

B-100 明治 年8月29日

仏軍艦隱岐国へ入港之電報為御持敬謝之至に候。同地も從  
來防禦之一切無備不虞、其上電線之通路無之豫而頗懸念仕  
居候事に御坐候。此際断然夫々着手仕度ものと希望に不堪  
候。昨夜は如論得閑快然之至に候。書余付拜晤。勿々復

八月念九

三才先生

博文

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B-101 明治 年8月29日

昨夜は失敬。陳其節御約束申置横浜一泊は、今日少々差支  
候間、午後帰府可仕候間、乍失敬紅裾一隊へ急に御指揮被  
下、進軍は見合呉候様御伝可被下候。尤今晚は尚亦橋下に  
再開可仕必待受候様御添言奉願上候、勿々。以飛使申上候。  
拝具。

八月念九

春畝

芳川様極急

B-199 明治 年8月29日

過刻御返書落手、拝読仕候。明日は御帰京之趣に而、御立  
寄可被下段敬承仕候処、少々都合有之、明朝八時国府津発  
之氣車に乗込度存居候故、今夕小田原迄御下り被下候儀相  
叶候得は好都合に奉存候。任尊意勝手ケ間布候得共、此段  
尚亦御通報、草々頓首再行。

八月二十九日

世外老閣 座右

博文

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B-102 明治 年9月11日

御紙面之趣敬承仕候処、昨夜来高輪別業に一泊罷在候に付、帰宅掛追付参上可仕候。尤本日参朝不仕心得も御坐候故、参館時刻は十時過ぎと思召可被下候。為其。勿々敬復。

九月十一日

博文

外務卿殿

〔註〕 封筒表「井上参議殿 博文 拝復」

封筒裏「メ」

B-103 明治 年9月11日

三好正一と申者、元岩国士族にて今は山口県之迄富岡製糸場に罷在候処、同人学問に寸益無之より辞職、帰府仕候に付而は、人物も正直にて相応才識有之儀に付、電信技術生徒中之最下級にて宜布候間、御組込可被下候。此段御願申上候。依之同人差出御都合次第、一応拝謁被仰付度候也。

九月十一日

芳川先生 御直拆

博文

〔註〕 芳川顕正宛（写）

B-104 明治 年9月15日

只今山県同伴、楼川茶寮へ御尋申候処、未だ御来臨無之趣に御坐候故、暫時御来否為相伺、同寮に而休憩罷在候間、即刻御一答被下度候。為其。勿々敬具

九月十五日

博文

馨賢台 内啓

B-105 明治 年10月1日

昨夜は失敬仕候。黒翁御面会之大略は達而引籠之論にも無御坐候哉、御示可被下候。少々相心得置度候。為其勿々拝具

十月一日

世外老台 至急

博文

B-106 明治22年10月22日\*

馬関電信返事御座候へは、為御知可被下候。今日は定而何とか申来候事に可有之、若不来は途中必煩ひあるべし。乞貴報

十月廿二日

芳川様 御直

伊藤

〔註〕 芳川顕正宛（写）

B 一〇七 明治 年10月26日

奥国維也納府に名譽領事を二名置儀、愚見御問合せに御坐候処、小官に於ても尊慮同様程克御断相成候方可然奉存候。此段拝答。勿々敬具

十月念六

外務卿殿

博文

B 一〇八 明治 年10月26日

緊要事件に付御相談申度儀有之、明二十七日午前十時より十一時迄之間に参邸得拝鳳度候処、御在邸可有之候哉否、乍御手数御答被下度候。為其。勿々頓首再行

十月二十六日

世外老台

博文

B 一〇九 明治 年10月28日

電信賃金之事は如何相成候哉。

洋銀之相場本日六十六匁貳分迄に大略之趣、唯今横浜より報知有之申候。洋銀次第に回復すれば、紙幣も自から旧位に復し可申事に被察申候。就而は昨夜之一戦御敗北と相成申、此敗北は徒に議論而已に無之、実戦も矢張御敗北之事故、今晚之会食迄計之恥辱を雪かん為、先生御同伴御立

寄に而は如何。

博文拜白

十月念八

芳川敗北將軍

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B 一一〇 明治 年10月29日

今朝山田御面会、旧知事公山口行云々之儀、委詳御聞取相成候事と存候。右事件は小生殊更立入候儀には無御坐候へ共、昨朝宮中え来訪に而、山口行之儀一旦は不得止致返答置候得共、実は寒氣に向ひ少々肝臓病之患痛も有之、旁可相成は嫡子元昭を代理として差遣度、然るに此儀に付而は若し自分不罷越との致返答候而は大に不都合のみならず、井上山県山田其外一同大挙して出頭、是非自分罷越候様可及勧告手筈云々の儀も聞込、竟に不致屈伏ては不相成勢に差迫り候上相決候より、寧ろ其前に可及決答方優れりと存込相答置候へ共、実は甚極困難候事に付、何卒小生杉申合、賢兄え程克く代理に而相濟候様、申合呉候様との依頼に付承知仕置、杉を以昨日略申上置候筈に取極、昨夕高輪へ罷越居候処、尚又書翰に而是非如希望代理に而相濟候様再応相頼との儀申来候に付、幸ひ山県山田も来会意見相尋候処代理に而可宜との事に而、山田今朝賢台へ得面晤、委

細可申上との約束に而相別れ、小生よりも尚賢台へ可及御依頼段、旧知事公へは相答置申候。然るに杉より承候へは、御末家御同行之事も有之、今更御変行は御困却之趣承知仕候へ共、病故之事情も有之事のみならず、百事賢台御担任之事は縦令知事公御同伴相成候とて、別に手軽く相成候程之事も有之間布に付、代理之事御含容相成候而は如何。余り強てするも却て不宜儀には無之歟。尚申上試度候迄一寸此段申上候也。勿々頓首再行

十月二十九日

馨老台

博文

B1111 明治17年10月31日\*

今晚鹿鳴館に而食後、地方官一同へ高木海軍医監より脚氣病之大意及演説度志願有之候に付、一同へ御伝置被下度候。脚氣之海陸軍人に大関繋あるは勿論、我国一級之大患物に御座候故、治療撰生之方法等為申聞置候へは大に心得と可相成。今晚八時頃高木鹿鳴館へ可罷出筈に御座候故、宜敷御取計可被下候。為其。勿々頓首

十月三十一日

内務少輔芳川殿

宮内卿博文

(註) 芳川顕正宛(写)

B1112 明治 年11月13日

参朝之上平井書記官呼寄、巡查派遣之儀相尋候処、昨日御申付之通、内閣書記官へ示談を遂唯今立案中に付、早速相運候様可仕との事に御坐候。此段右之通報置。勿々敬具

十一月十三日

外務卿殿

博文

B1113 明治 年11月17日

今夕五時頃、巖公拙宅に付来訪有之に付、老台一同待受候様との事、余程緊要なる御用向之由に御坐候。勿々拝具

十一月十七日

井上殿 至急

博文

B1114 明治25年11月24日\*

探聞書二通落手仕候。三浦安は到底承諾仕間布と奉存へ候共、明朝まで勘考と申事なれば、其上之都合次第、銀林に而可然奉存候。議會之前途は不可豫と到底衝突は不可免と覚悟之外無之と奉存候。書外拜光。早々頓首

十一月二十四日

世外老台

博文

B 115 明治18年12月5日\*

昨日相願置候大樹先生御談合之都合如何に御坐候哉。条公より夫々已に御内決に相成候に付、大山へも御内達可相成筈に御坐候処、前一条不極りに而は甚困却候事に御坐候。此段得貴意候。勿々敬具

十二月五日

世外老台 秘啓

博文

B 116 明治 年12月9日

爾来御清穆依旧頻りに御尽力之趣定而不日に御治定之事と遥察仕居候。去説極密に入内間置度儀は、独公使より或者を以て懇々之伝言有之、其趣意は筆紙に難申述候処、頗都合能相運ひ可申歟と被察申候点も不少、随分断然たる処置も不難と被存候へ共、何分此間に漏洩仕候而は百事瓦解と存、秘し置申候。いつれ近日中得拝鳳可申陳、青木にも是迄相話不申との事に付、必御他言無之様奉願候。其内小生窃に同人に面会、直接に意底之所在を叩き度と相合居候。同人も此度又々イニシエーチブを取候事は他の公使等に被疑候而も困却に付、決而他人に不相話事趣に有之申候。此段御含置可被下候。為其。草々頓首再行

十二月九日

世外長者座右

老漁生

B 117 明治 年12月27日

貴翰拝読。佐々木先生へ御照会相成候趣、承知仕候。今日大臣公へ相話置候へ共未定、いつれ一兩日中に可相決と奉存候。勿々拝復

十二月廿七日

芳川君 拝復

博文

〔註〕 芳川顯正宛（写）

B 118 明治 年12月29日

昨夜願置候金千七百円為持差出申候間、益田へ御渡序に受取書を差越呉候様御伝言可被下候。敬具

十二月二十九日

井上様

伊藤

金千七百円添

B 119 明治25年5月8日\*

御注意之細大敬承仕候。今朝松方面会之筈に付、只今より参り可申、万一黒田在宅なれば面会可仕合に御坐候。明朝御拝謁之節、山口行之事御申上置可被下候。尚明日午後にも聖慮之大略御示被下候へは難有奉存候。書外は讓拝青。早々拝復

八日

世外老台

博文

〔註〕 芳川顯正宛（写）

〔註〕 封筒表「井上伯爵殿 博文 拜復密」

B 1120 明治 年 月 19 日

御休日に際し恐入候へ共、少々御談合申度儀有之候に付、乍御苦勞暫時明廿日朝午前九時或は十時迄之間に、靈南之別邸へ御貴臨被下間布候哉。以私事煩賢兄之訳には無御座候故、何卒御繰合相願度候。勿々頓首再拜

十九日夜

博文

越山賢兄

B 1123 明治 年 月 29 日

〔註〕 芳川顯正宛（写）

黒田面談之始末篤と御咄申置候処、駈違、終に不得拜晤、遺憾至極に奉存候。黒田も近日より北行之つもり由に付、相留め置申候。乍然同人は是非出張の積り歟と被察申候。旁御面談に而相尽候へは都合克候へ共、難致如何候。熱海へ御順回なれば其節縷々可申上候。拜敬

念九

馨老台

博文

B 1122 明治 年 月 22 日

唯今より山県同伴一寸中村博愛方え立寄、直に品川より乗車出浜可仕候故、賢兄には速刻新橋より御先へ御越、兵隊其外御陣屋へ御運ひ置可被下候。為其。勿々頓首

廿二日

芳川賢兄

博文

B 1124 明治 年 月 30 日

過日来之顛末、昨日条公一同及奏聞候に付、大意申上度候

処、今朝九時頃必御參朝被下候儀、相整可申哉。山県西郷松方大山諸先生は九時内閣へ出頭之筈に御坐候。御一答奉待候也。

三十日

外務卿殿

博文

B 一 二 五 明治36年3月20日\*

拝復 松本叙爵之儀、難被行段御示敬承仕候。僕局外容啄不都合とは乍存、富田其他来訪懇請、不得止愚見述内聞候次第に候。廿二日諸彦御会合には可成汚末席度存居、目下少々風邪之気味に而天氣都合出京可仕候。書外讓拝晤。早々再復

三月廿日

博文

越山大兄閣下

〔註〕 芳川顯正宛（写）